

今治市水道事業経営戦略  
(今治市水道事業)  
(今治市簡易水道事業)

平成29年3月(策定)

令和4年3月(見直し)

愛媛県今治市水道部



<b>第1章</b>	<b>経営戦略策定の背景</b> .....	<b>1</b>
1	経営戦略策定の趣旨 .....	1
2	経営戦略の位置付け .....	2
3	経営戦略の内容 .....	3
<b>第2章</b>	<b>現状と課題</b> .....	<b>4</b>
1	水需要の状況 .....	4
2	水道施設や管路の状況 .....	5
(1)	水道施設の状況 .....	5
(2)	管路の状況 .....	7
(3)	耐震化の状況 .....	8
3	経営の状況 .....	9
(1)	給水収益・経常損益・経費回収率の推移 .....	9
(2)	一般会計繰入金の推移 .....	11
(3)	企業債残高の推移 .....	12
(4)	運営資金の推移 .....	13
(5)	経営指標の分析 .....	14
<b>第3章</b>	<b>経営方針</b> .....	<b>15</b>
1	経営戦略の基本理念 .....	15
2	経営戦略の方向性 .....	15
<b>第4章</b>	<b>経営健全化への取り組み</b> .....	<b>16</b>
1	経営基盤の強化 .....	16
(1)	事業の見直し .....	16
(2)	組織の見直し .....	19
(3)	人員・給与の検討 .....	20
(4)	民間事業者の技術・ノウハウの活用 .....	22
(5)	料金体系の検討 .....	23
2	投資の合理化 .....	33
(1)	計画に基づく合理的更新 .....	33
(2)	計画の推進と点検・進ちょく管理の方法 .....	33
3	「水」の安定供給体制の確保 .....	34
(1)	水道施設監視体制の強化 .....	34
(2)	災害対策など .....	34
(3)	検査体制の充実 .....	35
(4)	水源の確保 .....	35
(5)	広域化 .....	36
(6)	安全対策 .....	37
<b>第5章</b>	<b>投資・財政計画</b> .....	<b>38</b>
1	投資計画 .....	38
2	財政計画 .....	40
(1)	水道料金 .....	40
(2)	一般会計繰入金（繰出基準外） .....	41
3	投資・財政計画 .....	42
4	今後の検討工程 .....	43
(別表)	投資・財政計画 .....	45

# 第1章 経営戦略策定の背景

## 1 経営戦略策定の趣旨

今治市水道事業は平成17年1月の市町村合併以降、山間部から島しょ部まで広範囲の給水区域を擁する水道事業となっており、7つの水道事業、6つの簡易水道事業、2つの飲料水供給施設を別々に運営していました。

このような小規模事業体別の運営は、効率が悪く給水原価の高騰を招く要因となるため、水道事業の統合を見据え、平成18年度に「今治市水道事業基本計画」、平成22年度に「今治市水道ビジョン」を策定し、平成25年度に「今治市水道事業アセットマネジメント計画」により検証を行うなど、効率的な水運用を行うための統合に向け、施設整備を進め、平成29年4月、7つの水道事業、関前簡易水道事業、津島飲料水供給施設に事業統合をしました。今後は陸地部の事業統合を予定しています。

また、経営面においては、平成22年度に市内の水道料金を統一し、地区間の水道料金格差を解消するとともに、平成28年4月、及び令和元年6月に経営健全化のため料金改定を行い、令和2～3年度に於いても、将来の水需要予測、収支検討を踏まえ、料金算定を実施しました。コロナの影響により、令和4年度からの改定は見送りましたが、効率的な事業運営を行うため、今後適切な時期を見極めて改定を実施する予定です。

水道は、市民生活を快適に過ごすためには欠かせないライフラインであり、安全な水を安定して供給し続けることが求められています。しかし、水需要の減少に伴い料金収入が伸び悩む中で、南海トラフ地震を踏まえた危機管理対策として老朽施設の更新・耐震化、地区間のサービス水準の格差解消、経営の健全化、環境保全への貢献等、これから取り組むべき課題も多く、事業経営は厳しい環境下にあります。将来にわたって安心安全な水を安定して供給し、市民から信頼される水道を実現するためには、積極的に課題の解決に当たり、より一層効率的な事業運営に取り組むことが必要です。

このような状況に対応し、水道施設等の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直しなど経営基盤強化のための取り組みを一層推進するとともに、「投資」と「財源」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要です。

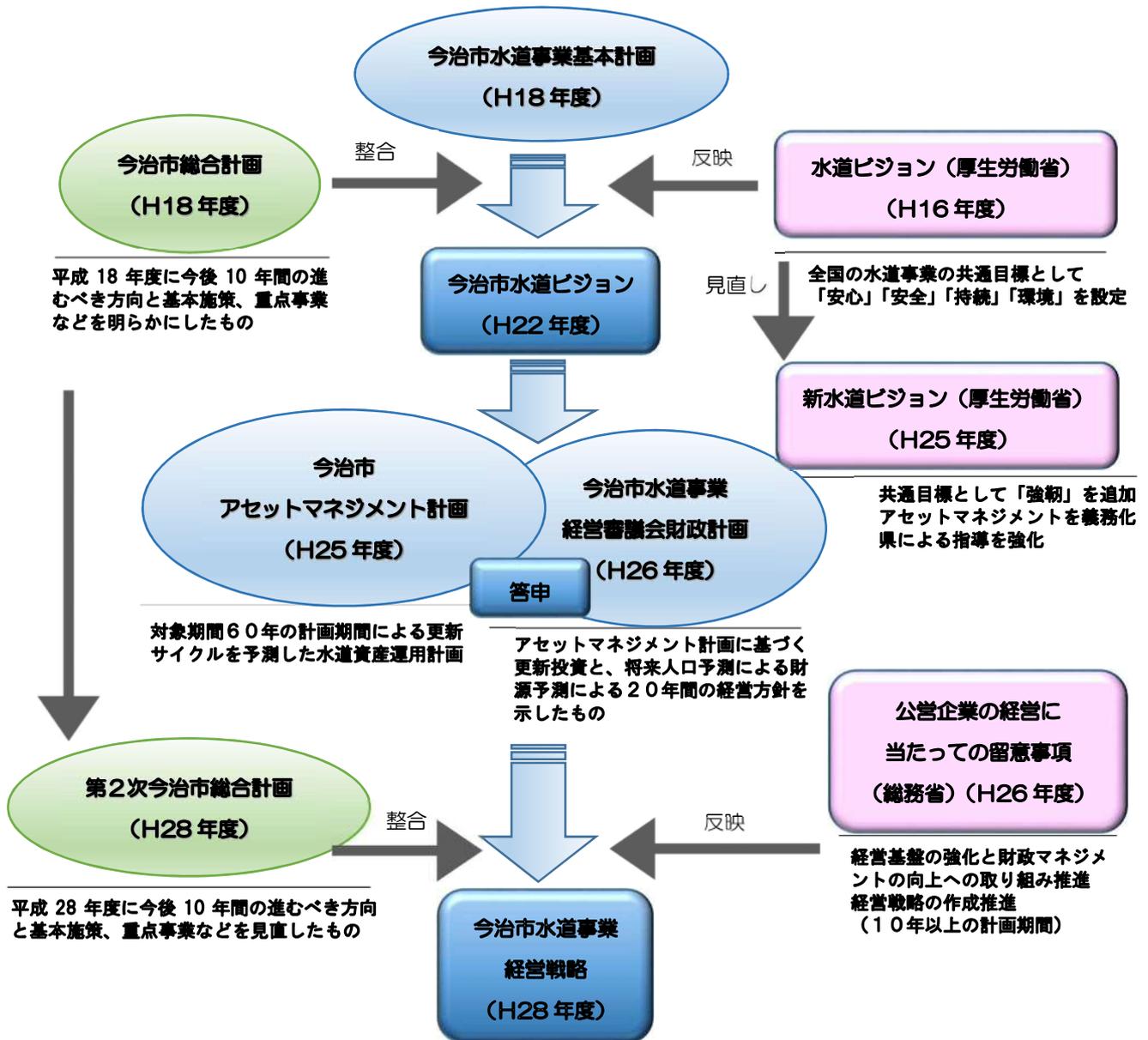
平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（以下、「総務省通知」という。）が通達され、当該通達の内容に沿って平成29年3月、本市水道事業の経営戦略を策定しました。

本経営戦略は、策定後1回目の見直しとなります。

## 2 経営戦略の位置付け

総務省通知が公表され、昨今の水道を取り巻く環境変化に対応するための「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められています。

これまでの今治市の取り組みや関連省庁との連携を図り「経営戦略」を策定することを、以下のとおり示しています。

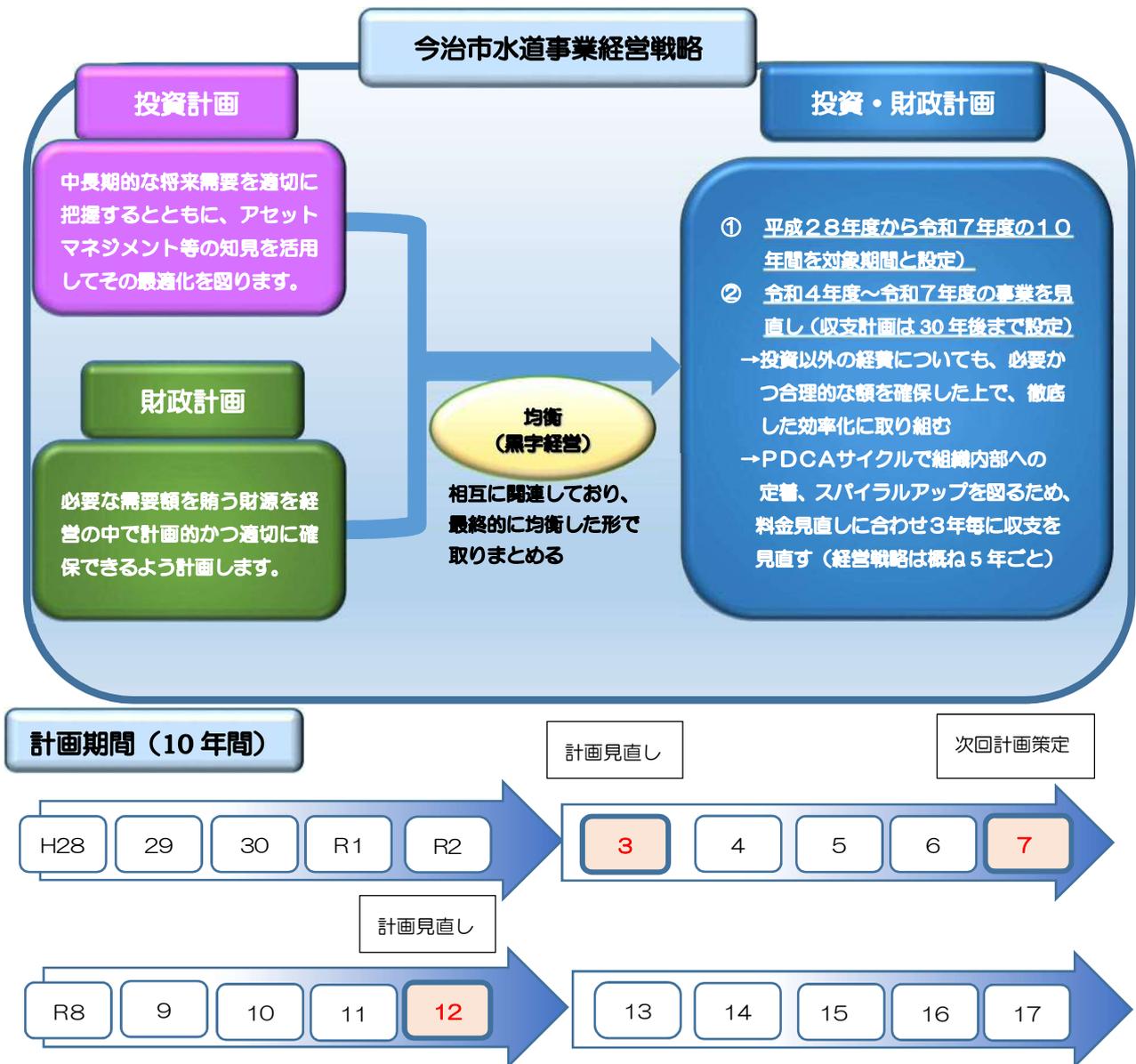


※今治市水道ビジョン …… 合併後の広域化した水道事業の全体像をとらえ、事業を運営する上で様々な課題を解決するために、長期的視野に立って将来の今治市水道事業のあり方を示したものの。

※今治市水道事業経営審議会 …… 「今後の水道事業経営のあり方」について、有識者及び水道利用者により審議し市長に対して答申する今治市の諮問機関

### 3 経営戦略の内容

経営戦略では、施設・設備投資の見通しである「投資計画」と支出の財源見通しである「財政計画」を均衡させた『投資・財政計画』がその中心となり、この『投資・財政計画』に沿って経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことになります。



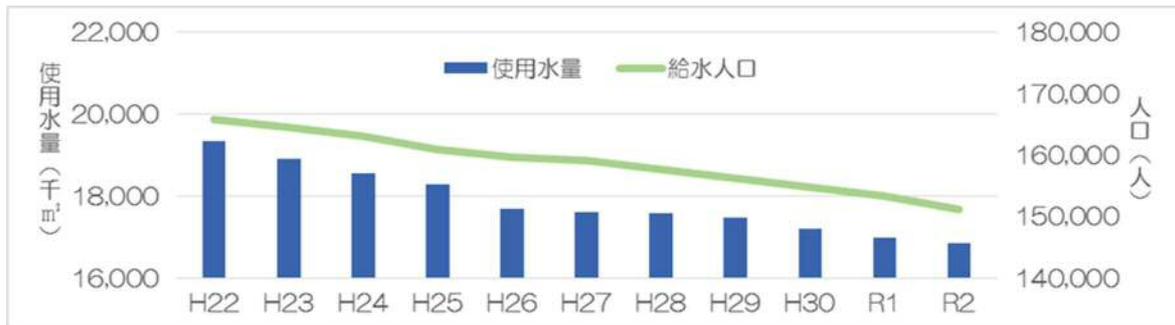
中長期的な視点で経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、計画期間は10年間とします。また、組織内部への財政マネジメントの定着、変化する経営環境への柔軟な対応を目的とし、計画の見直しを概ね5年ごとに行います。

なお、水道施設や設備は使用期間が長期間に及ぶため、アセットマネジメント手法により、今後60年間の更新需要を試算して長期的な事業収支を見通します。

## 第2章 現状と課題

### 1 水需要の状況

近年の水需要は、人口減少のほか、節水機器の普及や生活スタイルの変化などにより年々減少していますが、今後も水需要の減少傾向は継続するものと考えられます。



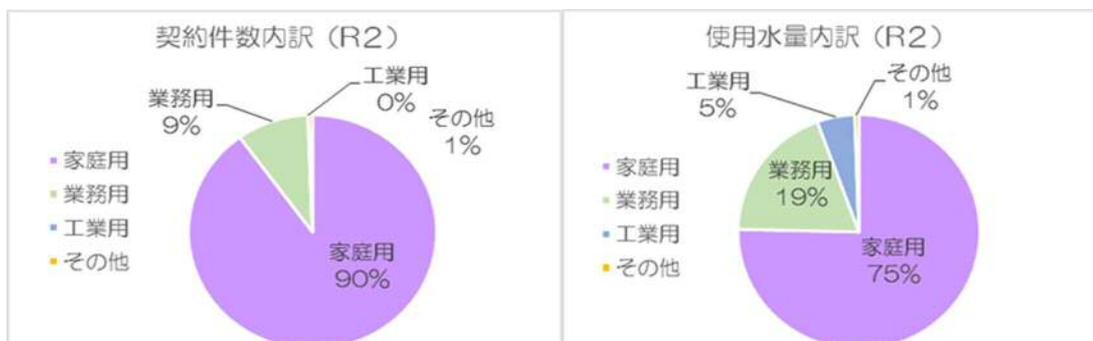
※上水道事業・簡易水道事業・飲料水供給施設の合計値

※使用水量から分水量を除く。

項目	単位	平成22年度 (2010)	令和2年度 (2020)
給水人口	人	165,786	151,196
年間総有収水量	m3	21,562,757	19,465,849
うち分水量	m3	2,228,770	2,613,717
年間有収水量 (分水量除く)	m3	19,333,987	16,852,132
1日平均有収水量	m3/日	52,970	46,170
1人1日平均使用水量	ℓ/人・日	320	305

※上水道事業・簡易水道事業・飲料水供給施設の合計値

※年間有収水量から分水量を除く。



※上水道事業、簡易水道事業、飲料水供給施設

水道法に基づき、飲料に適した水を供給する水道のうち、計画給水人口が5,001人以上を上水道事業、101人以上で5,000人以下を簡易水道事業、50人以上で100人以下を飲料水供給施設といいます。

## 2 水道施設や管路の状況

### (1) 水道施設の状況

現在、今治市水道ビジョンに基づく施設の統廃合を進めているところです。

主に、既に耐用年数を迎えた基幹浄水場である小泉浄水場の更新に併せて、水質管理が難しく維持管理コストがかさむ小規模水源を廃止し、良質で規模の大きい水源と浄水施設に機能を集約化するものです。

【水道ビジョンで掲げた施設の統廃合計画】

※上水道事業・簡易水道事業・飲料水供給施設の合計値

・水源・・・75箇所 ⇒ 35箇所（40箇所削減）

水源の種別（H19）

種別	箇所数	水量（m <sup>3</sup> /日）
表流水	10	43,473
伏流水	1	24,000
浅井戸	42	27,092
深井戸	6	445
湖沼水	14	7,008
海水	1	564
海岸井戸	1	154
<b>計</b>	<b>75</b>	<b>102,736</b>

水源の種別（R2）

種別	箇所数	水量（m <sup>3</sup> /日）
表流水	2	42,673
伏流水	0	0
浅井戸	26	51,104
深井戸	3	192
湖沼水	3	4,475
海水	0	0
海岸井戸	1	154
<b>計</b>	<b>35</b>	<b>98,598</b>

・浄水場・・・47箇所 ⇒ 17箇所（30箇所削減）

浄水処理方法（H19）

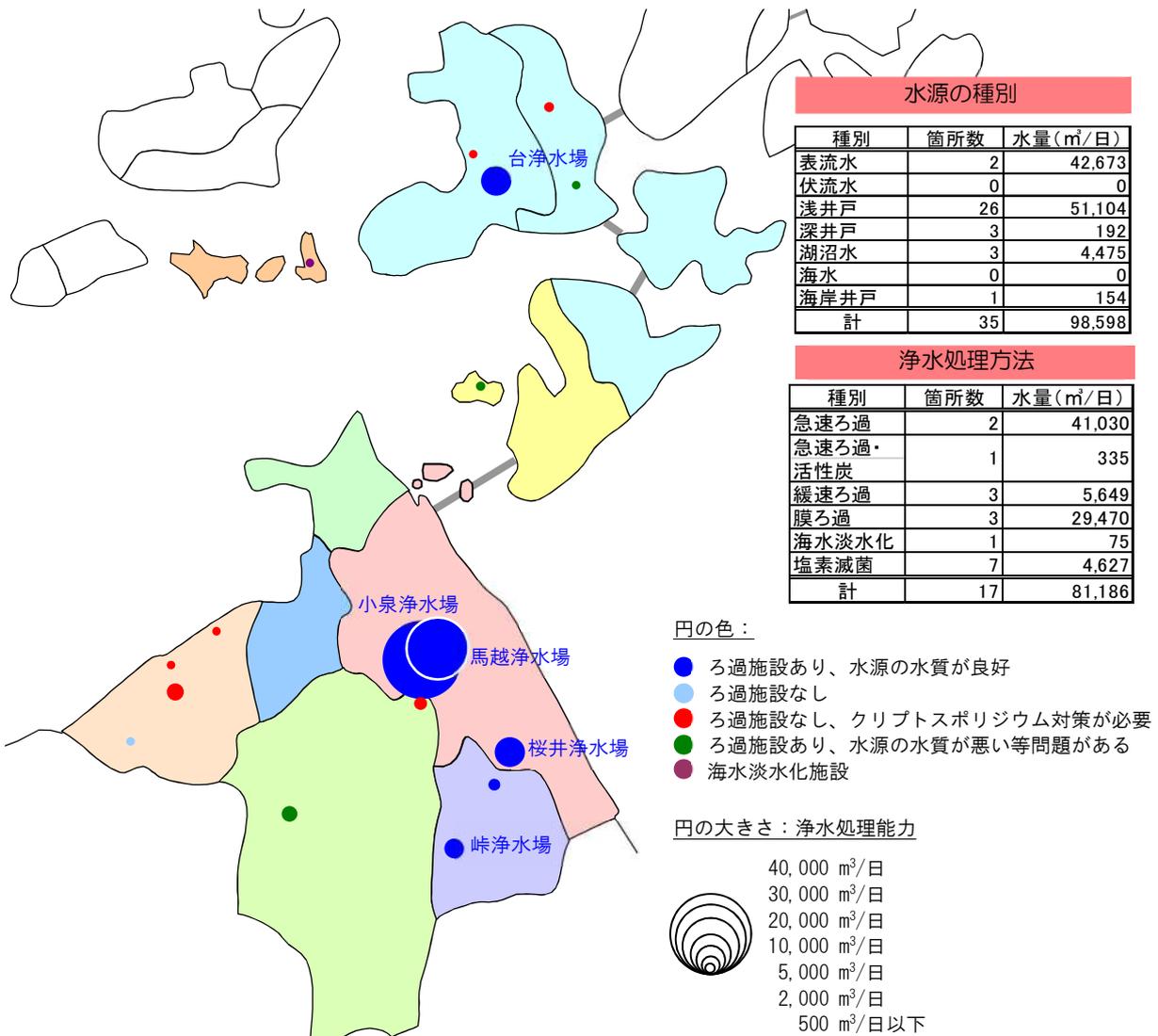
種別	箇所数	水量（m <sup>3</sup> /日）
急速ろ過	5	41,967
急速ろ過・活性炭	8	2,910
緩速ろ過	12	6,321
膜ろ過	2	24,170
海水淡水化	2	287
塩素滅菌	18	11,274
<b>計</b>	<b>47</b>	<b>86,929</b>

浄水処理方法（R2）

種別	箇所数	水量（m <sup>3</sup> /日）
急速ろ過	2	41,030
急速ろ過・活性炭	1	335
緩速ろ過	3	5,649
膜ろ過	3	29,470
海水淡水化	1	75
塩素滅菌	7	4,627
<b>計</b>	<b>17</b>	<b>81,186</b>

水源や浄水場は、今治地区の3浄水場及び台浄水場を除くといずれも小規模な施設で、多数散在しており、水質的にも凝集沈でん・砂ろ過や活性炭による臭いの除去を必要とするものが多く、これらの維持管理に多大な労力と費用を要します。

## 今治市の浄水場（水源の種別と浄水処理方法） 令和2年度



### ※浄水場の処理方法

浄水場では、水源の原水を通常は凝集、沈でん、ろ過、塩素滅菌の処理フローで清浄な水にしています。

急速ろ過：120～150m/日の速度で砂層を通して清浄なる過水を得る方法です。

緩速ろ過：3～6m/日の速度で砂層を通して、砂層表面と砂層に増殖した微生物群の働きを利用して清浄なる過水を得る方法です。

膜ろ過：中空糸状などのろ過膜を通して清浄なる過水を得る方法です。

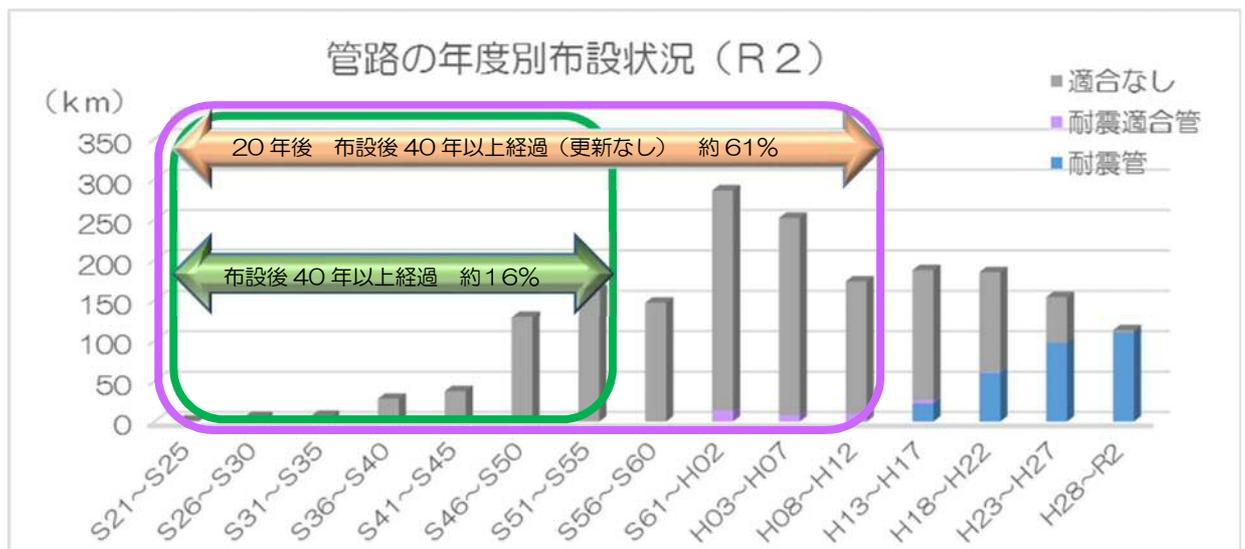
活性炭：通常の浄水処理では除去できないかび臭等を、活性炭に吸着して除去します。

塩素滅菌：地下水を直接塩素滅菌処理しています。

## (2) 管路の状況

令和2年度末時点での今治市内の管路延長は約1,873kmです。そのうち、約16%（304km）が布設後40年以上を経過しています。仮にこのまま管路の更新が行われなかった場合、20年後には、布設後40年以上経過している管路の割合が約61%（1,142km）に増加します。

高度経済成長期に布設した管路の大量更新時期を迎えている中で、今後は管路の更新をスピードアップして取り組む必要があります。



※上水道事業・簡易水道事業・飲料水供給施設の合計値

令和2年度末上水道管路延長は約1,850km

→ 法定耐用年数超過管路 301km (16.3%)

令和2年度末簡易水道管路延長は約20km

→ 法定耐用年数超過管路 3km (15.6%)

令和2年度末飲料水供給施設管路延長は約3km

→ 法定耐用年数超過管路 0km (0%)

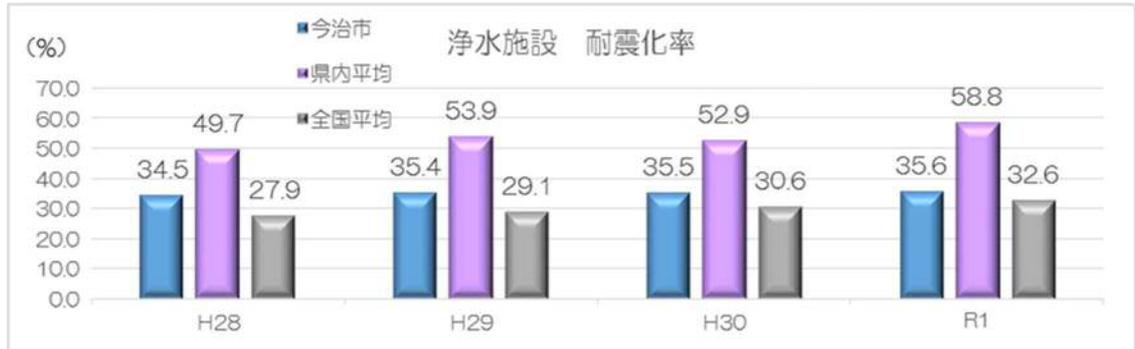


※管路更新率は、類似都市平均との比較のため法適水道事業のみを計上

### (3) 耐震化の状況

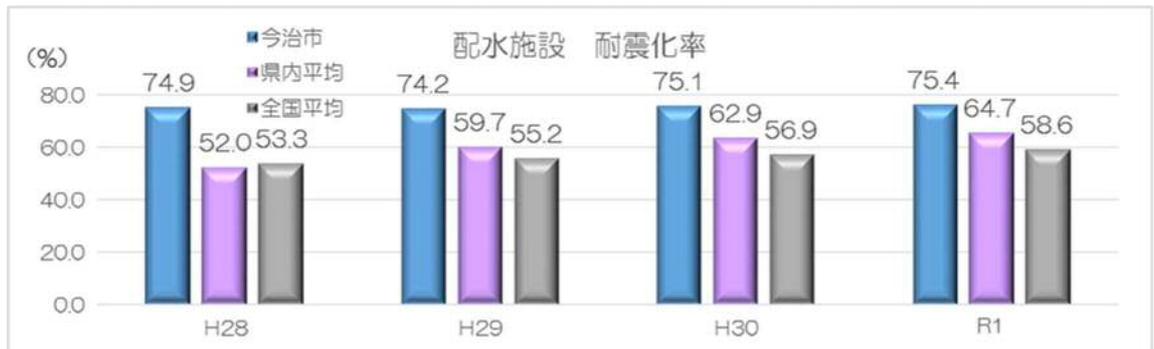
災害時にも安定して水を確保できるように、浄水場での非常用発電機整備や配水池での緊急遮断弁整備など水道ビジョンに示しているように「強靱な水道」を進めています。

#### 【浄水施設】



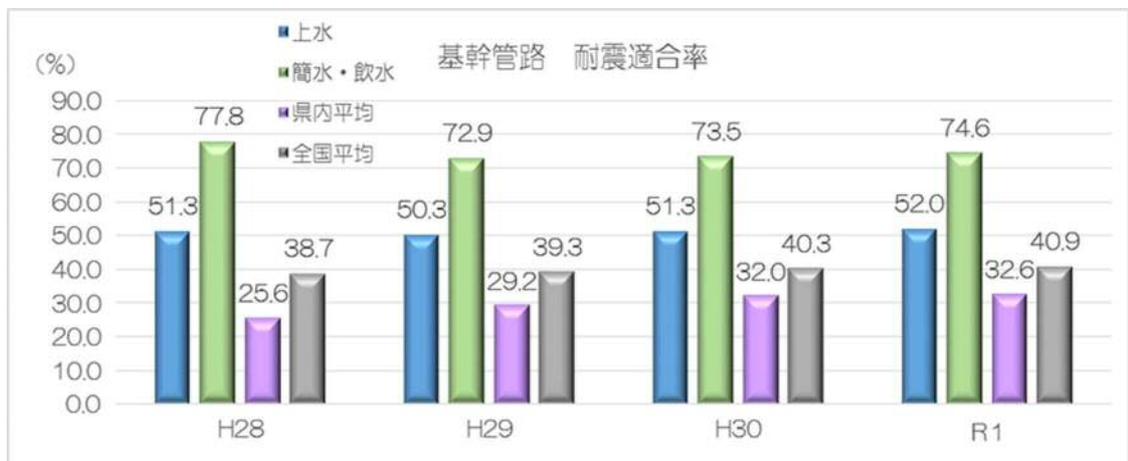
※上水道事業のみ。

#### 【配水施設】



※上水道事業のみ。

#### 【基幹管路】



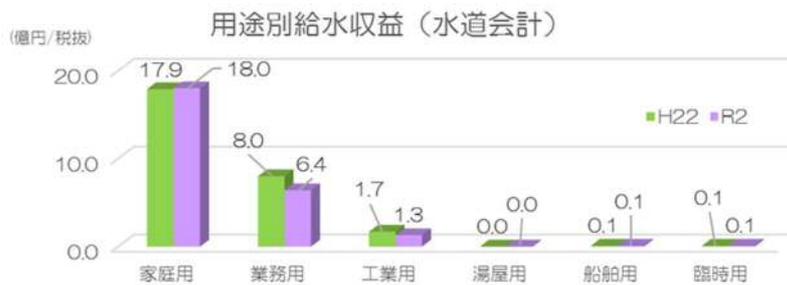
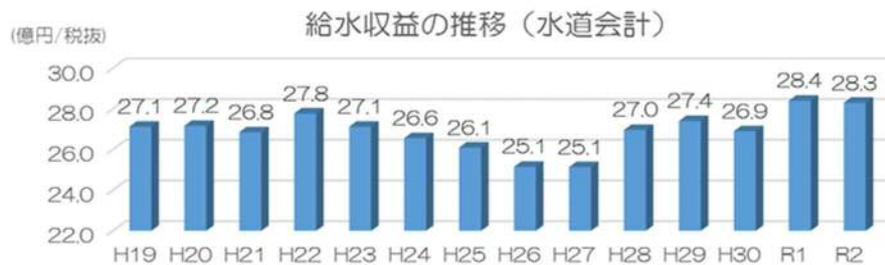
### 3 経営の状況

#### (1) 給水収益・経常損益・経費回収率の推移

##### ① 給水収益の状況

合併団体ごとにバラバラであった料金体系を平成 19 年度に統一し、平成 22 年度の改定により市内水道料金は統一されました。水道事業会計における給水収益は、水需要の減少に伴い、平成 22 年度から平成 27 年度まで減少し続けていました。平成 28 年度の料金改定、平成 29 年度の簡水統合による対象地域の増により、給水収益は増加しましたが、平成 30 年度は減少しました。金額の上で最も影響が大きいのは、家庭用使用者からの収益減少であるため、人口減少による影響が大きいといえます。なお、令和元年度の料金改定により、再び収益は増加しました。

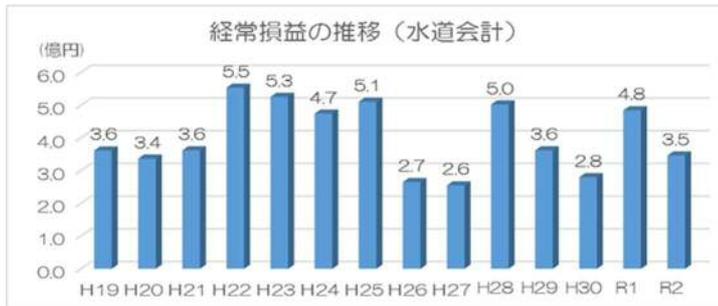
簡易水道事業特別会計においては、平成 22 年度料金統一により大きく減少し、平成 29 年度の簡水統合により関前地区単体となりました。平成 28 年度と令和元年度の料金改定でも大きな増収はありませんでした。



※簡易水道事業特別会計では消費税額を含んだ決算のため、税込表記

## ② 経常損益の状況

経常収益とは、給水収益、受託工事収益などの営業収益に受取利息、一般会計からの補助金といった営業外収益を加算し、長期前受金戻入額を引いた値です。平成 19 年度・平成 22 年度の料金改定により経常収益は増加しましたが、平成 26 年度以降給水収益の減少に伴い減少していました。平成 28 年度及び令和元年度の料金改定により一時増加しています。一方経常費用とは、職員の給料・手当・旅費・光熱水費などの営業費用に支払利息など営業外費用を加算した値です。令和 2 年度は約 3.5 億円の黒字でした。

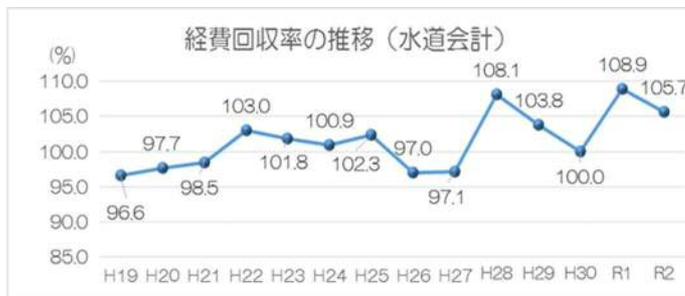


	H22	R2
経常収益	35.5 億円	34.7 億円
経常費用	30.0 億円	31.2 億円
経常損益	5.5 億円	3.5 億円

※平成 26～令和 2 年度数値は、長期前受金戻入を除く。

## ③ 経費回収率の状況

経費回収率は、水道水 1 m<sup>3</sup>を給水するのに必要なコストを水道料金で賄えているかを示す指標です。平成 22 年度の料金改定に伴い、経費回収率が 100%を超える財務上の健全性を確保していましたが、使用水量の減少に伴う水道料金収入の減少や負担金（玉川ダムや台ダムなどの管理に係るもの）など一時的な経費の増加があったことから、給水原価が増加し供給単価を上回り、平成 26 年度・平成 27 年度は水道料金収入で費用を賄えない状況でした。平成 28 年度及び令和元年度の料金改定により前年平成 22 年度の改定時よりも更なる回収率の増加がありました。



	H22	R2
供給単価	141.0 円	156.5 円
給水原価	136.9 円	148.1 円
経費回収率	103.0%	105.7%

※経費回収率 = 供給単価 ÷ 給水原価 × 100

※供給単価 = 使用者が負担する水道水 1 m<sup>3</sup>当たりの単価

※給水原価 = 水道水 1 m<sup>3</sup>を給水するのに必要な費用

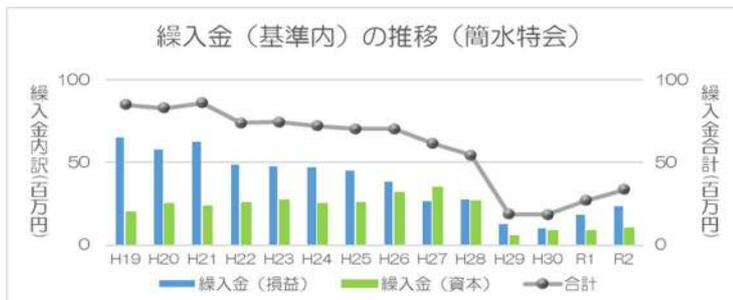
## (2) 一般会計繰入金の推移

### ① 基準内の繰入金

水道事業会計や簡易水道事業会計における経費のうち、消火栓に要する経費等の一般会計等において負担すべきこととされている経費については、総務省から毎年度「繰出基準」として通知されています。



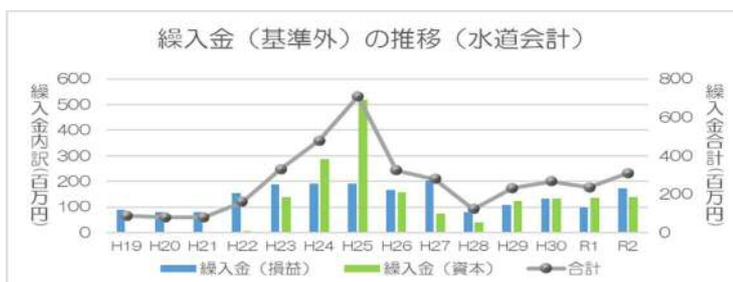
水道会計	R2
繰入金（損益）	23.5 百万円
繰入金（資本）	192.5 百万円
繰入金 合計	216.0 百万円



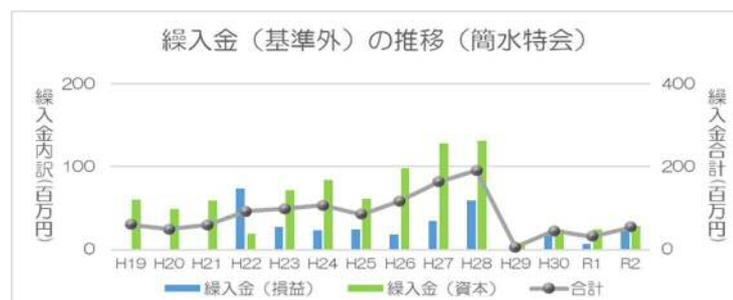
簡水特会	R2
繰入金（損益）	23.5 百万円
繰入金（資本）	10.1 百万円
繰入金 合計	33.6 百万円

### ② 基準外の繰出金

赤字補てんのためや市独自の事業に対する出資金等、総務省の基準以外の一般会計からの繰入金のことです。



水道会計	R2
繰入金（損益）	171.8 百万円
繰入金（資本）	138.3 百万円
繰入金 合計	310.1 百万円



簡水特会	R2
繰入金（損益）	26.8 百万円
繰入金（資本）	28.1 百万円
繰入金 合計	54.9 百万円

### (3) 企業債残高の推移

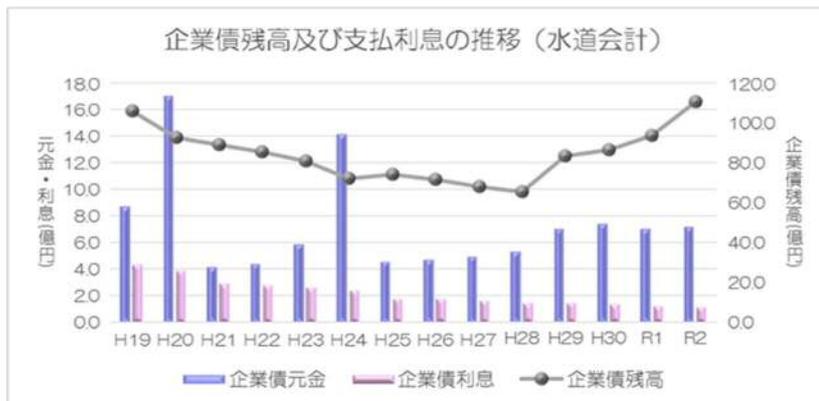
平成 19・20 年度及び平成 23・24 年度に補償金免除の繰上償還を実施し、負債の軽減に努めてきました。

水道事業においては、平成 29 年度の簡易水道事業統合により、残高が増加し、(仮称)高橋浄水場整備事業など建設改良費のための企業債借入が増えています。借入のピークは令和 3 年度の予定です。

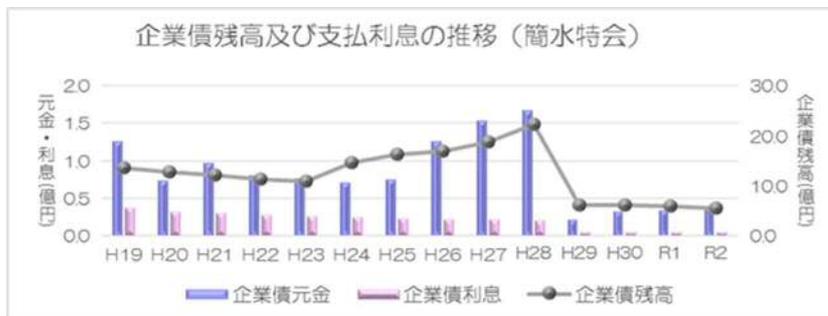
また、簡易水道事業を水道事業会計へ統合(関前地区は2つの簡易水道事業を1つに統合)するにあわせ、浄水場集約のための広域送水事業を実施しました(大西菊間送水事業、しまなみ送水事業、岡村・小大下広域送水事業)。簡易水道事業特別会計において、借入額が増加しているのは、送水事業の財源に充てたからです。

高度経済成長期に整備した管路の更新や基幹浄水場(高橋浄水場)整備事業には多大な資金が必要で、その資金の多くを企業債の発行により賄うことは、その償還に際して、将来世代に負担を先送りすることになります。

これは、企業債の償還財源が、原則、水道料金を原資とするものであるため、人口減少社会が進展すれば、水道利用者一人当たりの企業債の償還に係る負担が現役世代よりも大きくなるからです。



負債の増減 (水道会計)		
	H19	R2
元金	8.7 億円	7.2 億円
利息	4.3 億円	1.2 億円
残高	106.0 億円	110.8 億円



負債の増減 (簡水特会)		
	H19	R2
元金	1.3 億円	0.4 億円
利息	0.4 億円	0.04 億円
残高	13.5 億円	5.5 億円

簡易水道事業特別会計においては、水道事業への事業統合により平成 29 年度から関前簡易水道事業単体となったため、元金、利息及び残高が大きく減少しました。今後、大下浄水場更新事業のための借入額が増加しますが、借入の際には、交付税措置により自己負担の少ない有利な企業債を選択していきます。

## (4) 運営資金の推移

事業活動に必要な運営資金は、現金・預金残高として計上されますが、基幹浄水場（高橋浄水場）の建設に資金を確保する必要があるため、今治市水道事業では施設整備基金として建設財源の確保に努めてきました。施設整備基金は、平成 29 年度浄水場整備事業の前払金として、令和 2 年度と令和 3 年度には浄水場整備事業費に充当するため、取崩しました。



## (5) 経営指標の分析

経営状況や課題を分かりやすい形で把握できると考えられる 10 の指標を抽出し、類似団体との比較により財務状況の把握、分析を行いました。



No.	指標	状況	今治市 (R2)	今治市 (R1)	類似都市 (R1)
1	経常収支比率	経営の健全性	115.62	120.68	113.35
2	流動比率	支払能力	297.40	310.57	309.1
3	企業債残高対給水収益比率	債務の重さ	364.09	306.67	290.42
4	料金回収率	経営の効率性	105.66	108.92	106.11
5	給水原価	費用の効率性	148.12	142.68	161.03
6	施設利用率	施設の活用度	61.80	62.75	61.71
7	有収率	施設の効率性	92.48	91.54	90.03
8	減価償却累計率	施設老朽化の度合(全体)	51.89	50.59	49.6
9	管路経年化率	管路老朽化の度合	16.29	16.72	20.49
10	管路の更新率	管路老朽化への対策度	0.93	0.73	0.72

※今治市の値は上水道事業のみ。

### 【経営分析の概要（上水道）】

- 平成 28 年度及び令和元年度の料金改定により類似都市と比較して経営の健全度は高くなったものの、施設整備等に充てるために借入れた企業債の返済負担が大きくなっています。
- 施設整備が一段落し、今後は老朽管の更新に尽力するため、対策度は更に類似都市を上回る予定です。しかし限りある資金を有効活用するには、収益性を重視した更新投資を行う必要があります。

## 第3章 経営方針

### 1 経営戦略の基本理念

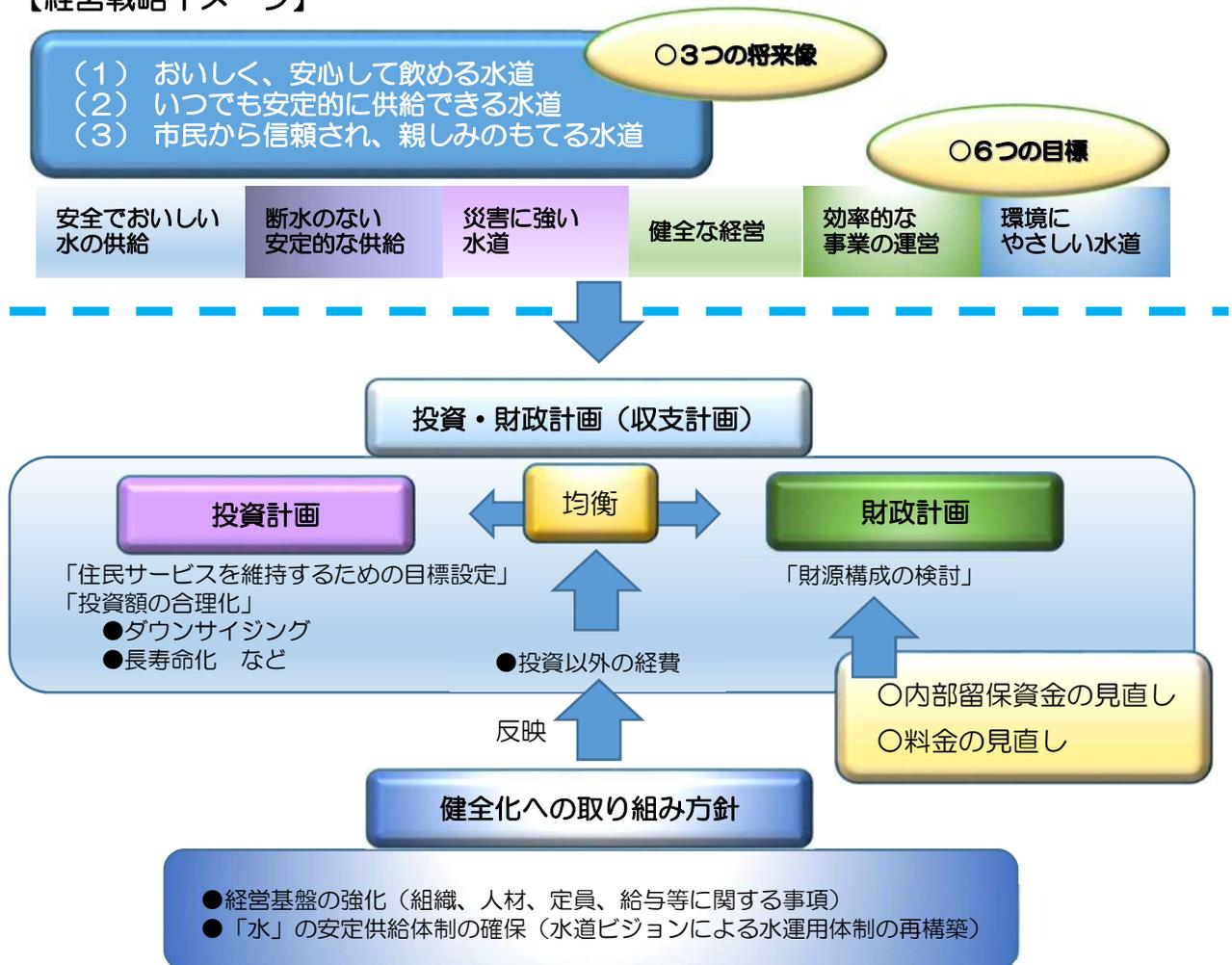
「今治市水道事業経営戦略」は、「今治市水道ビジョン」に掲げる将来像を基本理念とし、この将来像を実現するための6つの目標に基づき、持続可能な水道事業の実現に向けた中長期的な経営の基本計画として策定しています。

### 2 経営戦略の方向性

基本理念を実現させるためには、人口減少、施設老朽化等の本市水道事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、将来にわたり事業を安定的に継続させる「経営戦略」を策定し、これに基づく計画的な経営を行っていくことが重要です。

このため、今治市では、「今治市水道事業経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいきます。

#### 【経営戦略イメージ】



## 第4章 経営健全化への取り組み

現在、今治市水道ビジョンに基づき、これまでの旧市町村単位での水運用システムから市域全体での一体的な水運用システムへの再構築を進めています。

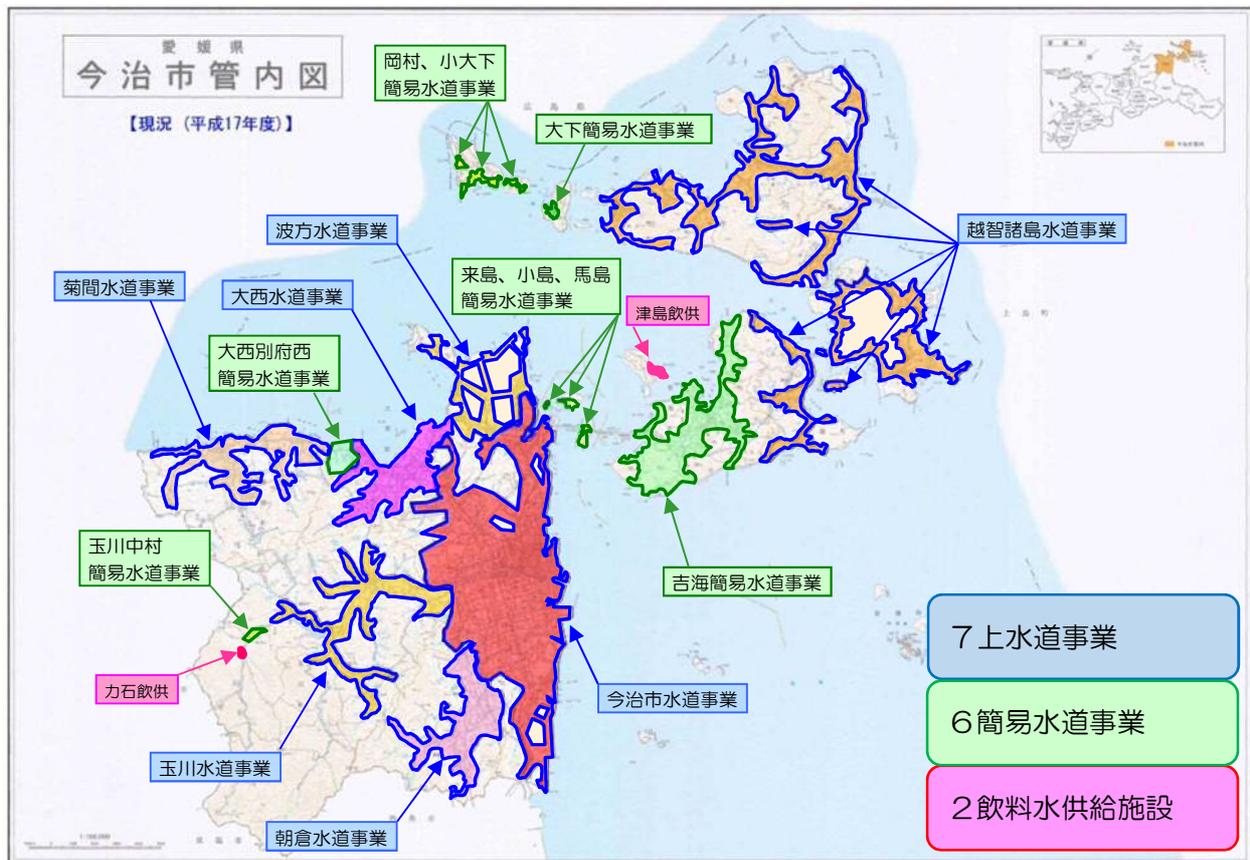
水需要の減少等の厳しい経営環境のもとで、広範な給水区域へ安心・安全な水道水を安定的に供給できるよう経営健全化に取り組む必要があるため、令和3年度に水道事業経営審議会から「今後の水道事業経営のあり方について」答申を受けました。

答申を踏まえ、今治市水道事業として経営健全化に取り組む、持続可能な水道事業運営を図る必要があります。

### 1 経営基盤の強化

#### (1) 事業の見通し

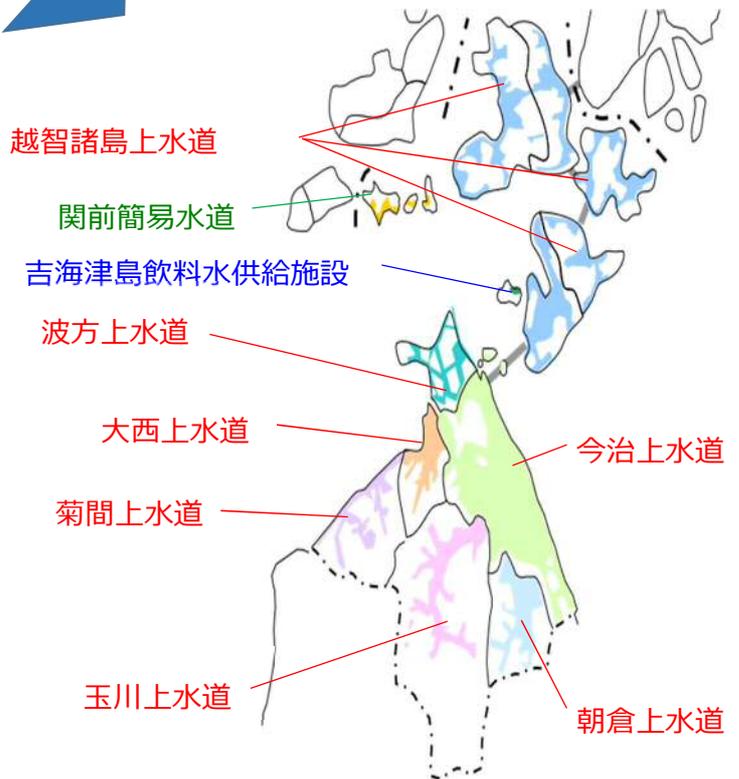
平成29年度から小規模水源の統廃合と連動して、簡易水道事業の上水道事業への統合を行い、関前地区については、2つの簡易水道事業を1つに統合し、吉海津島地区飲料水供給施設は一般会計に編入しました。離島のため、上水道事業へ統合できない関前簡易水道事業は、令和3年度より公営企業会計に編入しています。また、将来的には、上水道事業を陸地部と島しょ部の2つに集約する予定です。

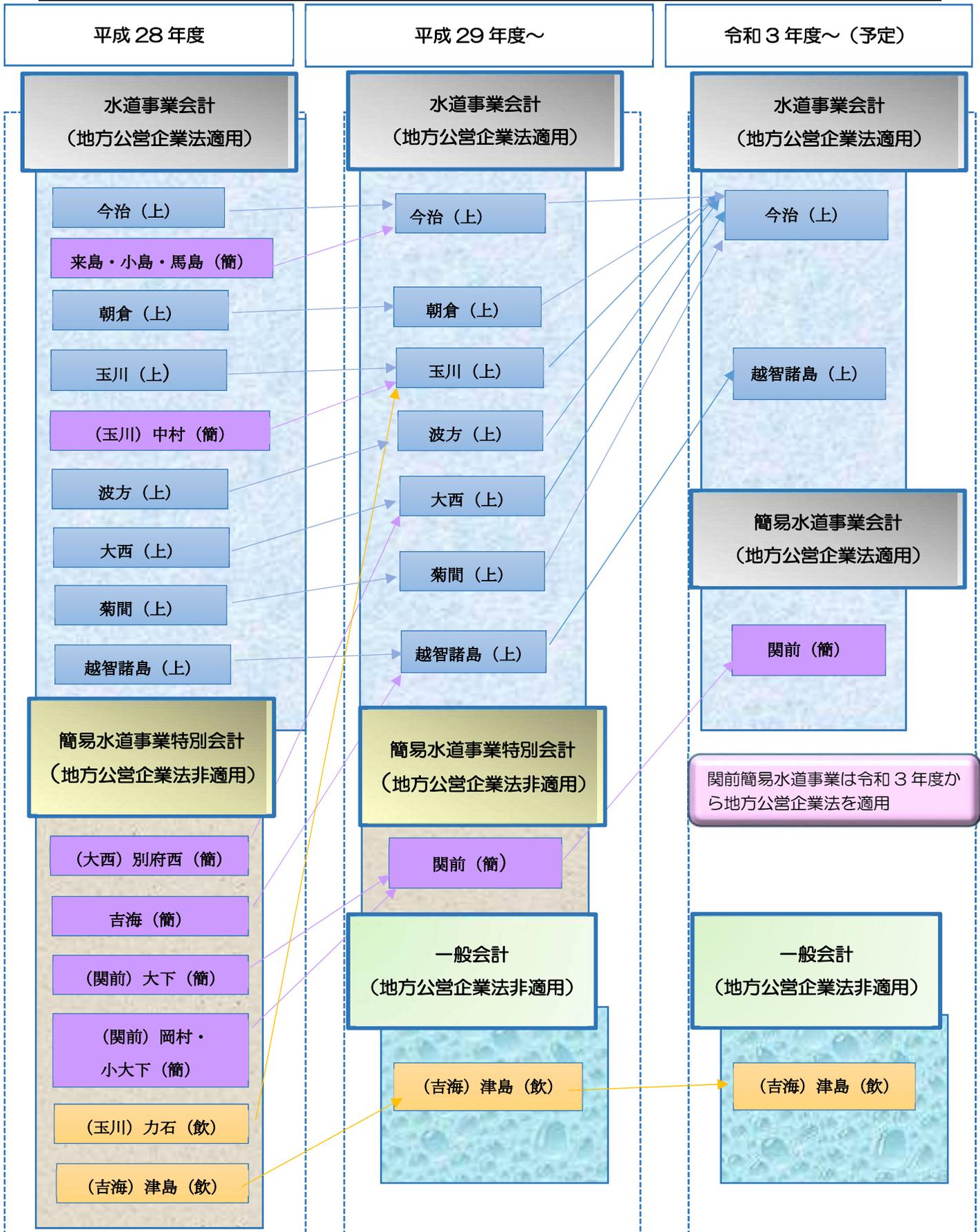


合併当時



平成 29 年 4 月





※陸地部の上水道事業は、令和 4 年度より順次統合し、令和 8 年度陸地部統合予定。

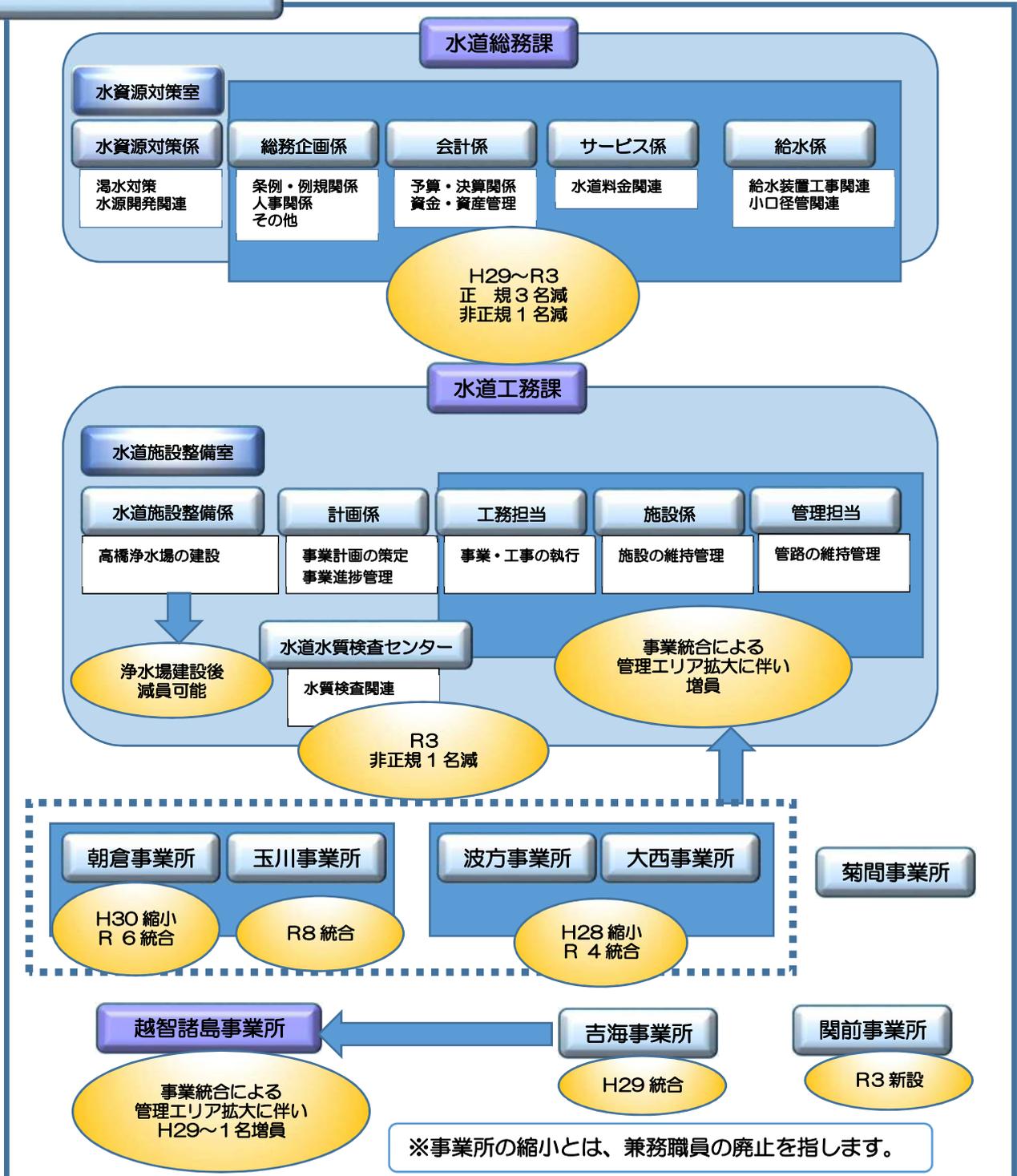
## (2) 組織の見直し

事業の集約化に合わせて、組織機構のスリム化を進めていきます。

これは、事業ごとに分割されていた事務を統合することで、事務量全体を縮減できると想定されるためです。

組織の集約化が進めば、人員配置の上でもスリム化が可能であると考えられます。

水道部組織イメージ図



※事業所の縮小とは、兼務職員の廃止を指します。

### (3) 人員・給与の検討

組織の再編に伴い、事務事業の効率化を進め、適正に職員を配置することで管理コストの抑制に努めます。

これまで支所機能を活用した水道ネットワークを構築してきましたが、管理施設の削減に伴い、本庁及び越智諸島事業所に機能を集約化していきます。このことにより命令系統を集約できることから、技術系職員を適正に配置します。

また、事業所を統合することで、重複する事務を集約するなど、事務系職員についても職員配置を効率的に行うよう努力します。



(職員数の増減)		
	H20	R2
正規職員	61.0 人	41.5 人
支所負担分	13.1 人	2.4 人
非正規職員	15.0 人	17.0 人
合計	89.1 人	60.9 人

※職員数は、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計から支弁された職員数

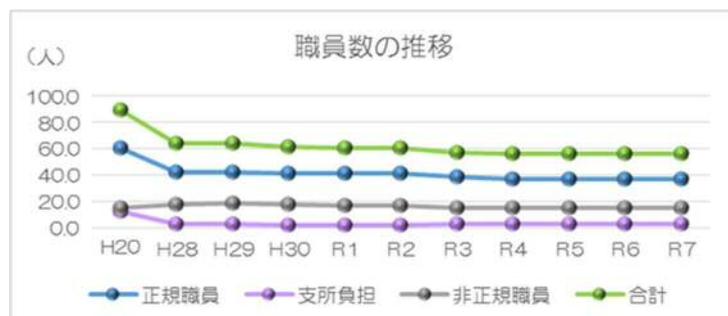
※退職給付金及び退職引当金は除く。

#### ① 人員の検討

事務系・技術系の業務における経営上の課題を解消しつつ、適正な職員配置を行う必要があります。単純に職員数を削減するだけでは、安全・安心な水道サービスを提供することができなくなります。

水道事業を継続していく上で、技術継承が必要な業務を検討しつつ、民間ノウハウを活用することで、より効率的・効果的な業務改善に取り組みます。

また、組織の若返りを図りつつ、知識・技術の継承をスムーズに行うために先進都市の職員育成プログラムを導入するなど、計画的な人材育成に努めます。



#### 削減目標

- H29：簡易水道事業統合による事務効率化を図り、職員の適正配置を行いました。
- H30：支所業務を本庁に集約しました。(朝倉地区)
- R 3：事業統合に向け、職員の適正配置を行いました。
- R 4：基幹浄水場建設完了に伴い、職員配置を再編します。

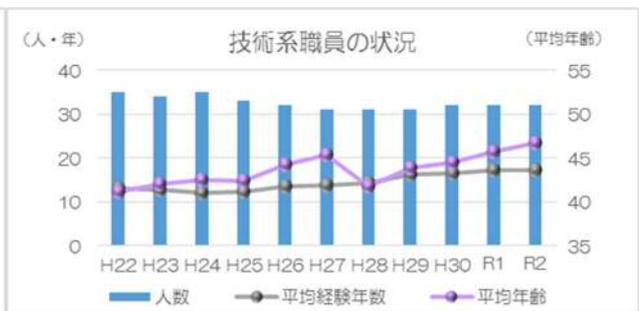
	H20	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	H20-R7
正規職員 (人)	61.0	42.5	42.0	41.5	41.5	41.5	38.5	37.5	37.5	37.5	37.5	23.5
支所負担 (人)	13.1	3.4	3.4	2.4	2.4	2.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	9.7
非正規職員 (人)	15.0	18.0	19.0	18.0	17.0	17.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	現状維持
合計 (人)	89.1	63.9	64.4	61.9	60.9	60.9	56.9	55.9	55.9	55.9	55.9	33.2

簡易水道事業統合による  
事務効率化を図る。

上水道事業統合による  
職員配置の再編を図る。

※職員数は、水道事業会計及び簡易水道事業会計（特別会計）から支弁される職員数

※H20～R2 正規職員には、簡易水道事業特別会計を含む。（R3 より簡易水道事業会計は支所負担のみ）



**事務系職員の状況**

料金関係業務の外部委託が進み、職員数は減少傾向が続いています。  
しかし、平均年齢は平成 26・28 年度よりも低いものの、近年は 45・46 歳で推移しており、依然として高い数値となっています。また、平均経験年数は平成 25 年度以降、4～6 年程度で推移しており、事務処理能力の低下を招いています。

**技術系職員の状況**

施設・管路の管理業務を効率化しつつ、職員数を削減させていますが、投資事業の拡大により職員数を確保しています。  
平均年齢は、平成 28 年度以降上昇していますが、平均経験年数も上昇傾向であることから、職員の高齢化傾向はあるが、技術力は確保している状況です。

**事務系職員の取り組み**

- 平均年齢抑制による給与単価の抑制
- 平均経験年数の上昇による事務処理能力の向上

**技術系職員の取り組み**

- 平均経験年数の維持による技術力の確保
- 施設統廃合による管理事務効率化による職員数の削減 (ただし、施設更新への対応に向けて必要な職員数は確保)

② 給与の検討

職員数については、前述のとおり配置することで総人件費を抑制します。

また、正規職員については、若年層の積極的な配置により給与水準の抑制を図り、人件費の削減を目指します。



## (4) 民間事業者の技術・ノウハウの活用

これまでも業務の効率化を図ってきましたが、今後も効率化が可能な範囲とその効果を検討し、業務の効率化を継続して推進していきます。

また、民間的経営手法等の導入については、浄水場の運転管理業務委託や管路更新設計業務委託等、さらなる民間委託の導入や民間活力の有効利用を検討しますが、導入にあたっては、水道水の安全性確保、危機管理体制の維持、適正な人員配置及びコスト削減効果等を十分考慮して実施していきます。

### 【これまでの民間活力活用の取り組み】

#### ① H21年1月～ 包括的業務委託

- ・水源地、浄水場、ポンプ場、配水池等水道施設の運転管理
- ・保守点検                      ・物品等調達                      ・環境整備

#### ② H23年4月～ 包括的業務委託

- ・検針業務                      ・口座制業務、口座・入金整理業務
- ・料金徴収業務                ・宿日直業務
- ・受付業務                      ・電算システム処理業務
- ・給水受付業務（H25年10月から開始）

#### ③ H23年10月～ コンビニ収納業務委託

#### ④ H29年9月～ PFI事業導入（【仮称】高橋浄水場整備等事業）

老朽化が進む基幹浄水場を建替えるにあたり、施設整備に投入する費用及び完成後のランニングコストを抑制し、民間事業者の技術力やノウハウを活用するため、また当市は既に複合的な運転管理委託を実施していることから DBM（Design-Build-Maintenance）方式を採用し、平成29年9月に契約しました。維持管理期間は供用開始（令和4年3月2日）から20年間です。

※令和3年度浄水場の正式名称が「高橋浄水場」、公募による愛称が「バリウォーター」に決定しました。

#### ⑤ R3年4月～

宮窪町鶴島で水道スマートメーター（自動検針）導入  
離島に於けるデジタル技術の活用により検針員不足への対応、  
宅内漏水の早期発見、高齢者の見守りサービスの効果が期待できます。

### 【今後の検討課題】

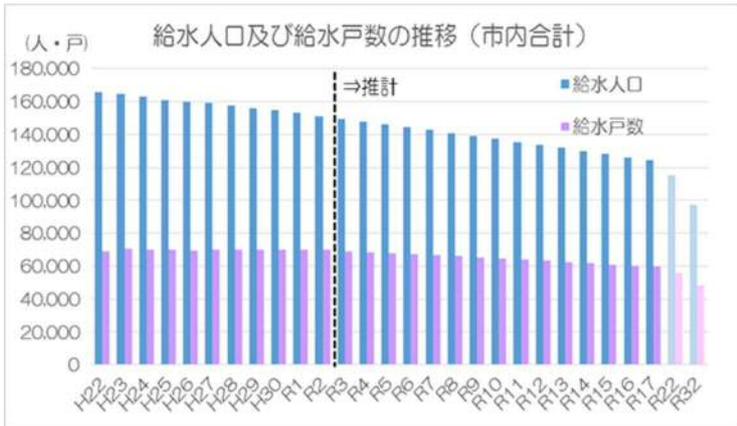
施設老朽化に伴う更新費用の増大、職員大量退職に伴う技術継承等の課題に対応する必要性

設計・施工監理委託導入検討 …施設・管路の更新や耐震化需要に対する人員不足解消

## (5) 料金体系の検討

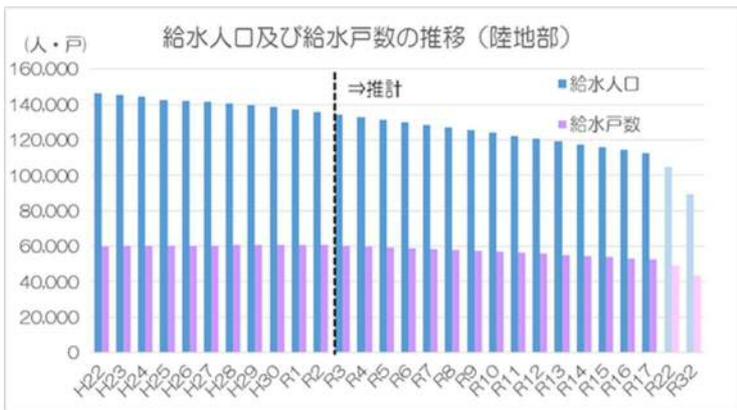
### ① 給水人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計値を基にしたコーホート要因法（注1）により試算した「給水人口の推移」では、人口減少に伴い給水人口も減少していく見通しです。



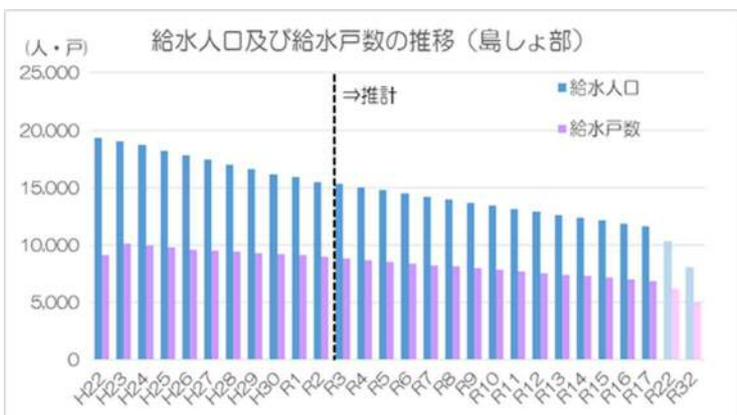
(給水人口の推移)		(単位：人)		
	R2	R17	R32	
給水人口	151,196	124,294	97,209	
R2 比	-	▲17.8%	▲35.7%	

(給水戸数の推移)		(単位：戸)		
	R2	R17	R32	
給水戸数	69,906	59,497	48,236	
R2 比	-	▲14.9%	▲31.0%	



(給水人口の推移) 陸地部		(単位：人)		
	R2	R17	R32	
給水人口	135,701	112,710	89,204	
R2 比	-	▲16.9%	▲34.3%	

(給水戸数の推移) 陸地部		(単位：戸)		
	R2	R17	R32	
給水戸数	60,945	52,631	43,239	
R2 比	-	▲13.6%	▲29.1%	



(給水人口の推移) 島しょ部		(単位：人)		
	R2	R17	R32	
給水人口	15,495	11,584	8,005	
R2 比	-	▲25.2%	▲48.3%	

(給水戸数の推移) 島しょ部		(単位：戸)		
	R2	R17	R32	
給水戸数	8,961	6,866	4,997	
R2 比	-	▲23.4%	▲44.2%	

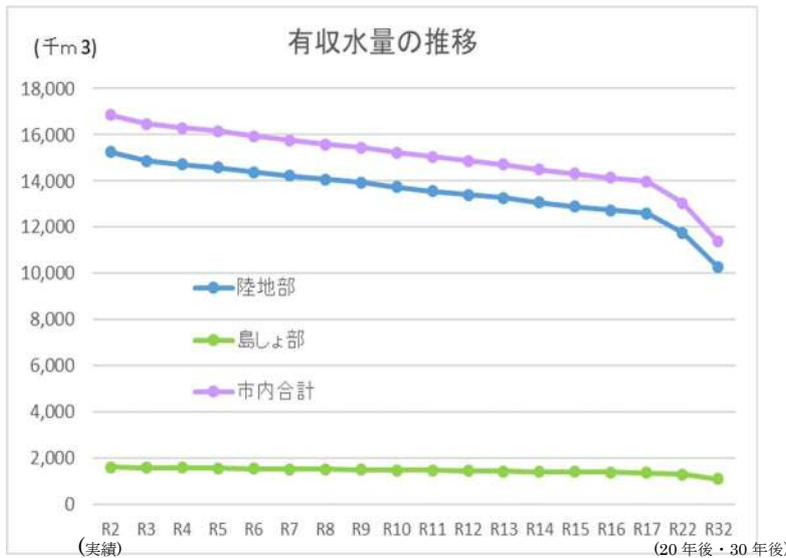
※【参考資料】令和2年度「料金改定業務委託」に係る人口予測（平成22～令和2年度は実績値）。

（注1）年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法

## ② 水需要予測

給水人口の減少や節水機器の普及に伴い、今後も有収水量は減少する見通しです。

これは、有収水量のうち、家庭用が使用した水量が7割以上（R2実績は75%）を占める状況であるため、各家庭における水の使用状況の影響を大きく受けます。



※【参考資料】令和2年度「料金改定業務委託」に係る水需要予測（令和2年度は実績値）。  
 ※水需要の推計は、過去の実績を基に時系列傾向分析を用いた。  
 ※分水を除く。

	R2	R17	R32
有収水量	16,852	13,988	11,383
R2比	-	▲17.0%	▲32.5%

	R2	R17	R32
有収水量	15,241	12,604	10,274
R2比	-	▲17.3%	▲32.6%

	R2	R17	R32
有収水量	1,612	1,383	1,110
R2比	-	▲14.2%	▲31.1%

令和2年度までの実績で行った水需要予測では30年後の令和32年度において、令和2年度と比べて給水人口で35.7%の減少、有収水量では32.5%の減少を見込んでいます。

そのため、現有施設の処理能力を縮小し、水道管の延長・口径を縮小することで、資産規模を縮小していく必要があります。しかし、資産の耐用年数や受益者の居住状況など使用状況を勘案しながら実施するため、直ちに効果が出るものではありません。

現有施設を、減少する人口で維持することは、一人当たりの負担が大きくなることを意味しています。そのため、必要水量に応じた施設規模や能力に更新については、効果的かつ計画的に長期的な視野で取り組むことが必要です。

### ③ 水道料金体系の見直し

水道事業は、受益者負担の原則に則った独立採算制を基本に、水道料金収入を主とした財源として経営するものとされています。また、水道料金の設定に当たっては、地方公営企業法第 21 条に料金のあり方についての基本原則が規定されています。

- 1 公正妥当なものであること。
- 2 原価主義に基づくものであること。
- 3 企業の健全な運営を確保するに足るものであること。

そのため、人口減少に伴う水需要の減少や老朽化・耐震化に対応するための水道施設更新に耐える水道事業経営のため、令和 2～3 年度に「今治市水道事業経営審議会」を経て、以下の方針による料金設定の考え方としています。

今後も将来世代に安全で安定した水道事業を引き継ぐため、水道料金に占める基本料金の比率を高めるなど、水需要の減少に収入が大きく影響を受けにくい水道料金体系への転換を図りつつ、水道料金水準の定期的な見直しに取り組みます。

#### 【これまでの水道料金に係る取り組み】

- 平成 16年 6月 各事業体ごとに経営改善を行い、合併後 5 年以内に統一の方向で調整する（今治市越智郡 11 か町村合併協議会『合併協定書』より）
- 平成 19年 4月～ 市内 9 つの水道料金表ごとに改定（料金体系の統一）
- 平成 22年 4月～ 市内水道料金の統一
- 平成 26年 4月～ 消費税 3%増税の水道料金への反映（消費税率 8%）
- 平成 28年 4月～ 水道料金の改定（人口減少による収益悪化）
- 令和 元年 6月～ 水道料金の改定（人口減少による収益悪化）
- 令和 元年 10月～ 消費税 2%増税の水道料金への反映（消費税率 10%）
- 令和 3年 9月 新型コロナウイルスの市民生活への影響を考慮し令和 4 年度の料金改定を先送り（9月議会市長答弁）



#### 【現在の水道料金算定の考え方】

- ・ 3年ごとに料金を見直す。
- ・ 総括原価方式により算定する。
- ・ 資産維持率は収支バランスを考慮し設定する。（通常 3%）
- ・ 将来的に口径別料金体系を目指す。
- ・ 利用者に過度な負担とならないよう配慮が必要。

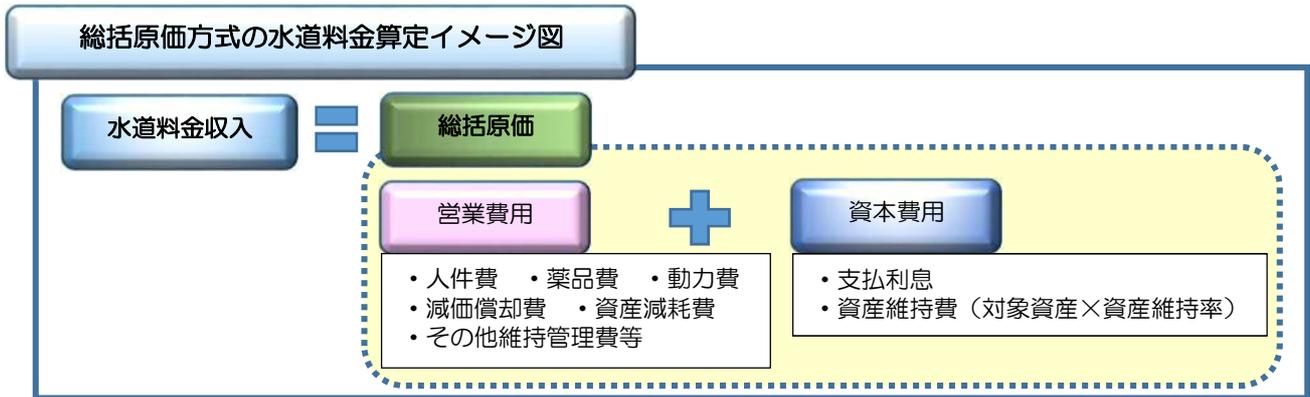
平成 28 年度料金改定  
（平成 28 年度～平成 30 年度）  
改定率 7.2%

令和元年度料金改定  
（令和元年度～令和 3 年度）  
改定率 8.3%

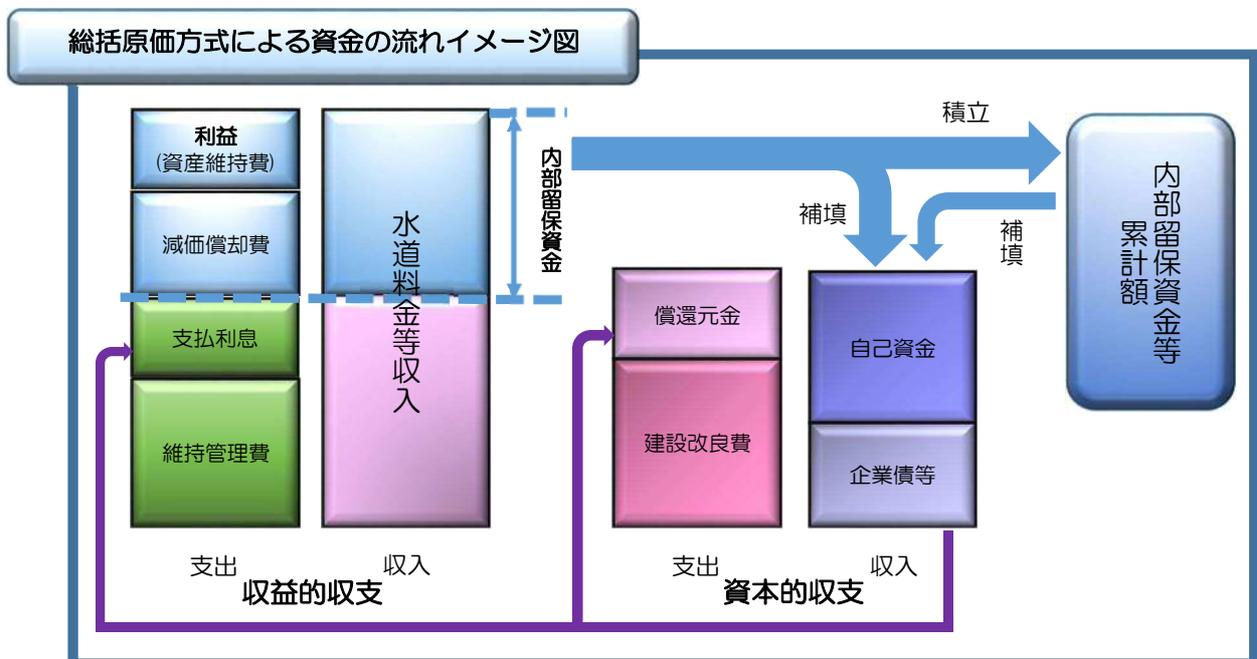
① 水準の設定

総括原価方式：料金算定期間中における水道料金総収入額は、適正な原価に基づき算定されなければなりません。

水道料金総収入額は、総括原価に等しいものとして決定されます。



資産維持費：資産維持費は、事業の施設実体の維持等のため、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額です。



料金算定手法として、「総括原価方式」と「資金収支積み上げ方式」がありますが、今治市では、将来にわたり資産を継続して維持していくことから「総括原価方式」を採用しました。

また、資産維持率は日本水道協会発行の「水道料金算定要領」の中で通常3%で設定することとありますが、今治市では物価上昇率や金利水準を勘案し、2%で設定しています。

料金算定方式の比較表（総括原価方式と資金収支積み上げ方式）

	総括原価方式	資金収支積み上げ方式
概要	●料金算定要領等による方法で、企業債の元金償還支出を除き、減価償却を原価に反映するなど現金支出の伴わない費用を含めて料金を設定	●現金主義に基づき全ての現金収支を積み上げ、その収支を原則として料金算定期間においてバランスさせる観点で料金を設定
メリット	●水道料金算定要領に、将来更新需要に備えた資金確保の観点から資産維持費が規定され、標準の資産維持率は3%と示されるなど、料金算定において資産維持費を加味することに根拠がある。	●資金面で支障が生じない範囲で料金を設定するため、住民・議会等の関係者にも分かりやすく、理解も得られやすい。
デメリット	●総括原価方式で資産維持費を設定しても、利益が生じ、現金が多額に残れば料金の値下げ圧力が高まる。また、総括原価方式に基づき算定したとしても、現実的には資産維持費を適正に確保できる料金水準の設定（値上げ）が困難な場合もある。 ●また、コスト削減のインセンティブが働きにくい。	●現金収支の積み上げとなるため、特にコスト削減のインセンティブが働きにくい。

※総務省HP「経営戦略策定に向けての課題整理」から抜粋

② 体系の設定

用途別料金体系：毎日使う生活用水は単価を低くという考え方を基本として、料金を家庭用や業務用などの用途別に区分して格差を設ける料金体系です。  
（生活水の低廉な確保という料金設定の原則）

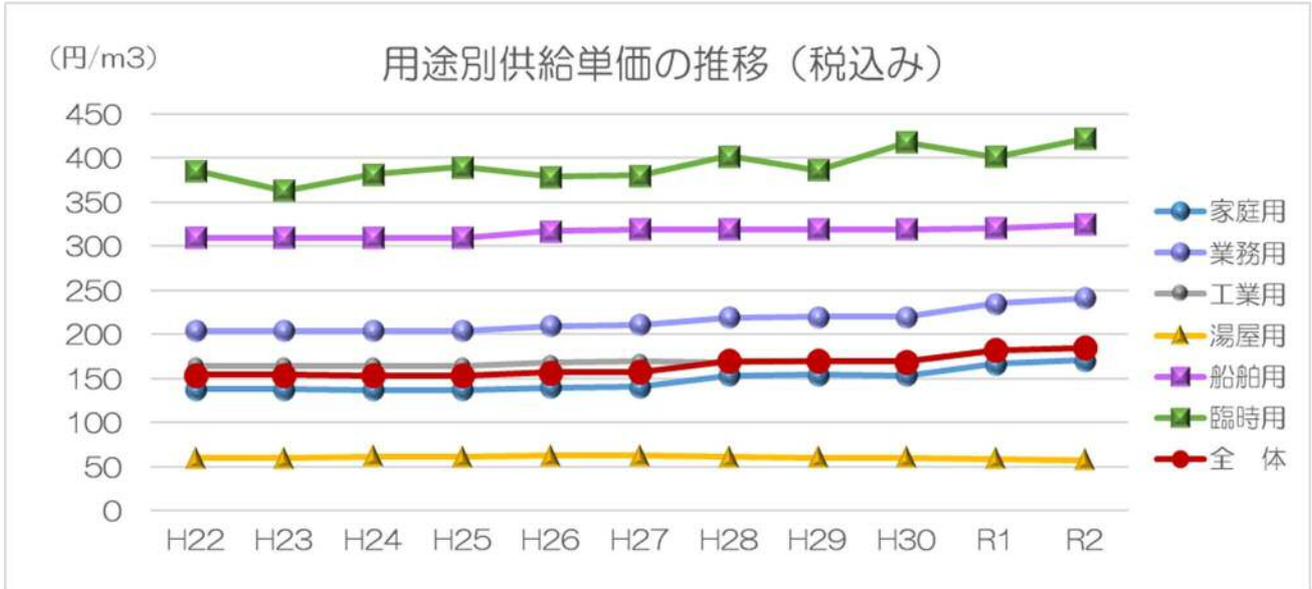
逓増型料金体系：使用水量が多くなるにしたがって単価が高くなる料金体系です。

用途別供給単価の推移表（円/m<sup>3</sup>）

用途	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭用	137.9	137.6	137.2	136.9	140.0	140.4	153.8	153.9	153.7	166.3	170.5
業務用	204.0	204.2	204.3	204.5	209.9	210.9	219.4	219.8	220.2	235.0	241.2
工業用	164.7	164.3	164.3	164.3	167.8	169.3	168.8	169.3	169.8	182.5	187.0
湯屋用	59.7	60.0	61.7	61.3	62.7	62.7	60.8	60.0	60.4	58.8	57.9
船舶用	310.0	310.0	310.0	310.0	317.3	319.0	319.0	319.0	319.0	320.8	325.0
臨時用	385.8	363.4	381.8	390.1	379.1	380.4	402.5	386.6	418.2	401.7	422.2
全体	154.2	154.1	153.7	153.4	157.2	157.8	169.6	169.9	169.3	182.3	185.3

※分水費を除いた供給単価

※消費税及び地方消費税を含む



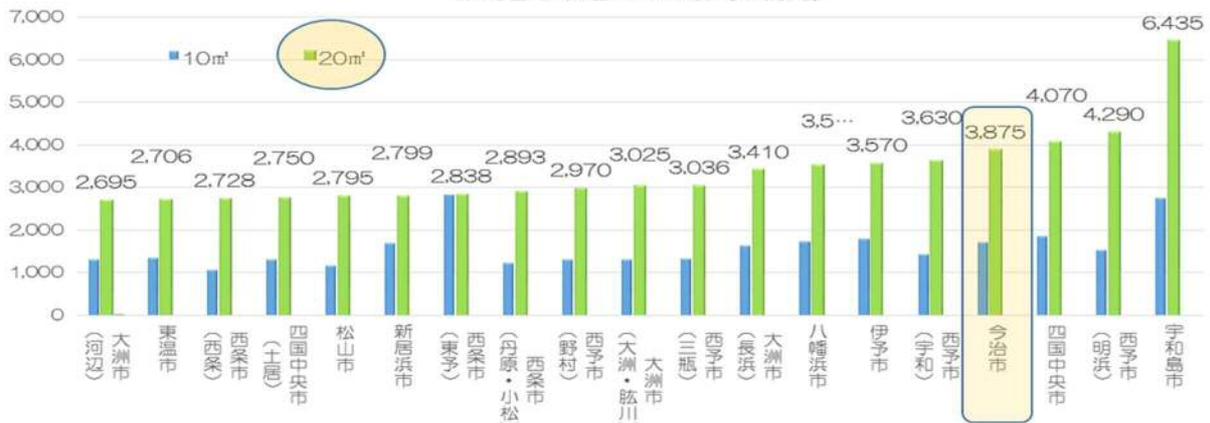
現在の水道料金表（令和3年4月現在）

用途	料金（1月につき）			（税込）
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 （1m <sup>3</sup> につき）
家庭用	5m <sup>3</sup>	1,123円	5m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> まで	38円
			10m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	186円
			40m <sup>3</sup> を超えるもの	232円
業務用	10m <sup>3</sup>	1,725円	10m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	215円
			40m <sup>3</sup> を超えるもの	238円
湯屋用	200m <sup>3</sup>	10,162円	200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	65円
			500m <sup>3</sup> を超えるもの	66円
工業用	150m <sup>3</sup>	23,760円	150m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	66円
			200m <sup>3</sup> を超えるもの	191円
船舶用				325円
臨時用		492円		335円

県内各市水道料金比較（家庭用）



県内各市水道料金比較（業務用）



令和3年4月1日現在

【今後の水道料金算定の課題】

将来にわたり、持続可能な水道事業運営を行うためには、令和3年度今治市水道事業経営審議会答申にあるように、長期的な視点をもった水道料金算定を行う必要があります。

これからの今治市水道事業における水道料金は、次のとおり料金体系等を含めて抜本的な検討を進め、使用者の皆様安心して使っていただける水道料金を設定する方針です。

① 料金水準の検討

今治市水道ビジョンに基づく水運用体制の再構築（施設の統廃合）を進めることにより将来の資産価値は増大します。そのため、総括原価が大きく増加することになり、供給単価を引き上げる必要がありますが、整備に合わせた供給単価の急激な上昇は使用者の皆様にも多大な影響があるため、段階的に供給単価を引き上げる方針です。

新型コロナウイルスの影響により、令和4年度の改定は見送りましたが、令和14年度までに4回の改定を経て、総括原価水準に到達することを目標とします。

② 料金体系の検討

現在は用途別・逦増型料金体系を採用しており、使用者の皆様の経済的な負担能力や水道水の使い道により料金に格差を設けています。しかし、生活様式の多様化により用途と負担能力との関係が判別困難な事例が生じてきています。

このため、水量に応じて負担する口径別料金体系が客観性・公平性に優れています。

今治市では、使用水量及び料金収入のうち99%を占める料金帯（家庭用・業務用・工業用）の格差を4回の改定で解消する努力を行い、口径別料金体系への移行を目指します。

（家庭用を1とした場合の供給単価の比率）

用途	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
業務用	1.48	1.48	1.49	1.49	1.50	1.50	1.43	1.43	1.43	1.41	1.41
工業用	1.19	1.19	1.20	1.20	1.20	1.21	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10

(改定) (改定)

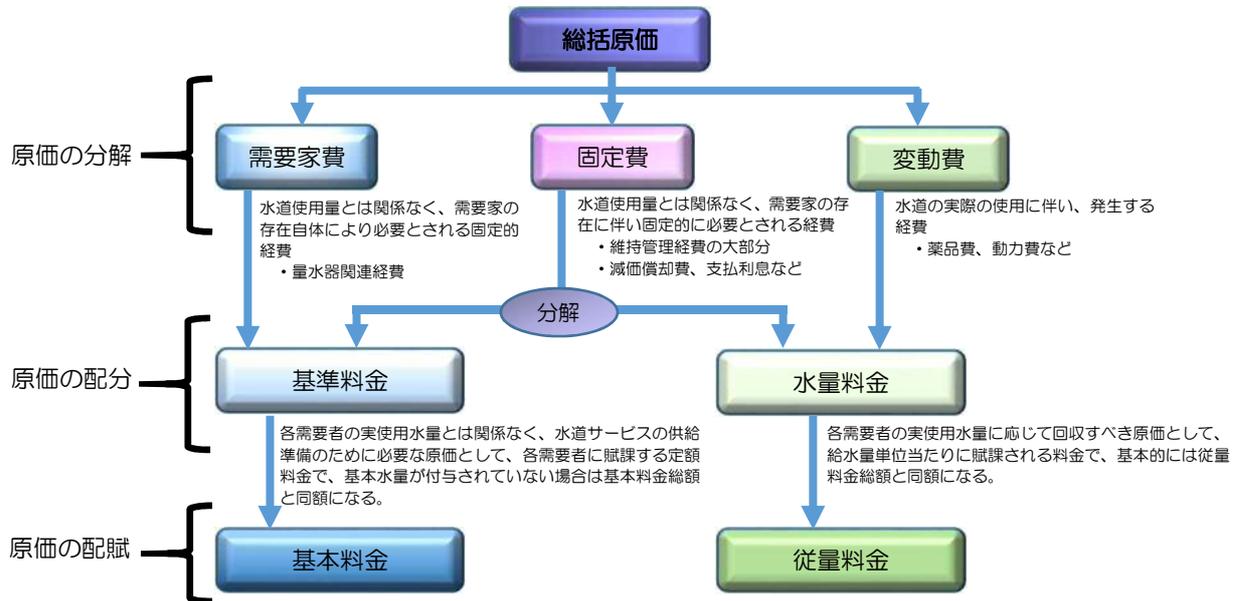
今治市における用途別料金体系と口径別料金体系の比較

	用途別料金体系（現行）	口径別料金体系
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使い道で料金に差をつける方式</li> <li>●使い道を家庭用、業務用などに分け、それぞれの利用者の負担能力などによって基本料金や従量料金を変える負担能力主義の料金体系</li> <li>●近年の生活様式多様化の結果、用途と負担能力との関係も曖昧になっており、用途別料金体系は減少傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道管の口径の大きさを料金に差をつける方式</li> <li>●大きな口径の水道管をつけている利用者は、一度に多くの水を使えるため口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担するべきであると考え、基本料金や従量料金を高くする料金体系</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道の公共性を重視し生活用利用者を優遇した料金体系</li> <li>●合併前から採用されてきた料金体系であり、利用者の理解得られやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●料金体系が明瞭で算定が容易であり、利用者にとって計算過程が理解しやすい。</li> <li>●理論性、公平性に優れた料金体系</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の用途間の料金単価格差が、料金改定を進める場合値上げは必須であり、更なる料金格差が生じる可能性がある。</li> <li>●口径別料金体系に比べると、料金算定が煩雑である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●料金改定に伴い、用途別の料金格差はなくなるが、改定時の改定率が用途によって異なり、改定時の影響は大きい。</li> <li>●これまでの生活利用者優遇分を負担することとなるため、家庭用の改定率が高くなる。</li> </ul>



③ 基本料金と従量料金の配賦検討

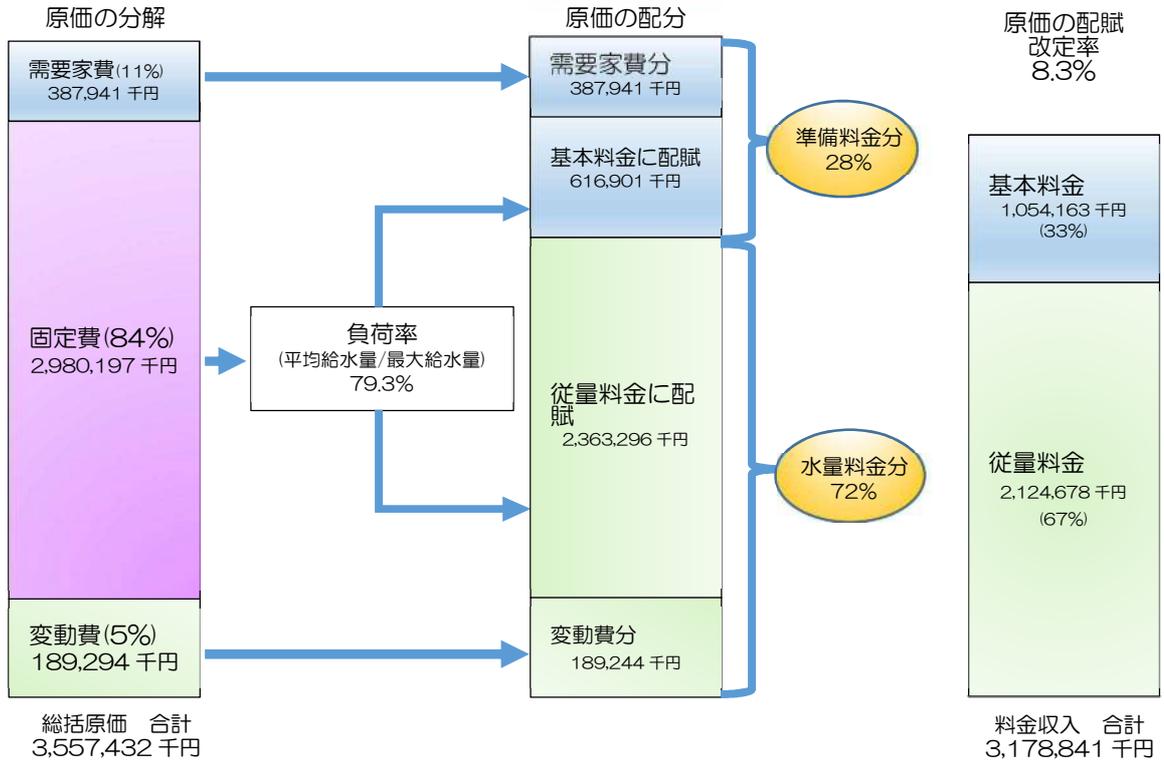
水道料金をいただくにあたり、「基本料金」と「従量料金」に配賦すべき構成は以下のとおりです。



次回の水道料金算定における基本料金と従量料金の配賦方法は、「水道料金算定要領（平成 27 年 2 月 公益社団法人日本水道協会）の固定費の配分基準に基づき設定しています。

水道料金に占める「基本料金」の比率を高めることは、水需要の減少に収入が大きく影響を受けにくい水道料金体系である反面、使用水量の少ない使用者の皆様への負担が増えることにつながります。水道料金の見直しは、料金収入の安定性と使用者負担のバランスを考慮しつつ、定期的に取り組みます。

次回水道料金改定検討（案）配賦図（R2 年度試算）



※算出方法

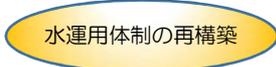
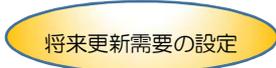
水道料金算定要領（平成 27 年 2 月 公益社団法人日本水道協会）の固定費の配分基準に基づく。  
 水道料金の設定において、基本料金の割合を高くすれば収入の安定度は増すが、少水量利用者にとっては負担が大きくなる。  
 固定費総額に対して、最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし、残余の固定費を水量料金とする方法を採用。  
 その他に、①浄水施設能力と平均給水量から算出する方法、②浄水施設能力と最大給水量から算出する方法、③配給水部門費を準備料金とし他を水量料金とする方法がある。  
 今治市においては、準備料金と水量料金に配分後、一般会計からの繰入額を総括原価から控除し、配分比率に近い改定後料金表により改定後料金収入を算出している。  
 「今治市水道事業水道料金改定検討業務委託」により推計

## 2 投資の合理化

### (1) 計画に基づく合理的更新

資本集約型産業である水道事業では、水道施設や管路の健全性を維持することが安定給水を行うための前提条件となりますが、水道施設等の健全性を維持するためには、計画的な更新に加え、財源の確保が大きな課題となります。人口減少に伴う使用水量及び水道料金収入の減少傾向の中で、水道使用者の皆様からお預かりした財源を、より一層効果的・効率的に活用して将来世代に引き継いでいく必要があります。

そのため、「今治市水道ビジョン」に基づき、施設統廃合整備を実施していますが、今後は施設等の老朽化や耐震化に対応するため、更新計画を策定し、投資費用の圧縮を含め「投資の合理化」に取り組んでいきます。

- ① 今治市水道ビジョン（H22 策定→H31 ）  
※将来の水需要減少を踏まえた今治市水道事業の基本構想

- ② 今治市水道事業アセットマネジメント計画（H25 策定→H29 更新→R2更新）  
※60年という計画期間による更新サイクルごとの水道資産運用計画

- ③ 今治市水道施設耐震化計画（H28 策定）  
※アセットマネジメント（資産運用）手法を用いた、老朽化への対応を含めた更新計画




### (2) 計画の推進と点検・進ちょく管理の方法

計画に基づく各施策を着実に実施するため、PDCAサイクルを活用し、計画・実施・検証・計画の見直しを行います。

PDCAサイクルは、業務指標等により目標達成状況を評価し、実施内容とその効果をチェックするとともに、それらの情報をお客様に提供し、お客様の意見を計画の見直しに反映させ、業務内容を改善していきます。



### 3 「水」の安定供給体制の確保

#### (1) 水道施設監視体制の強化

【主な取り組み事項】

●遠方監視制御システム整備事業の実施（H28～R3）

水道施設には市町村合併（H17.1）以前より、事業所ごとに独自の遠方監視制御システムが導入されているため、事業所ごとに管理が行われていました。これらの施設は、老朽化が進行し、更新時期を迎えていました。そのため高橋浄水場の整備に合わせ、事業所ごとに散らばっている情報を同浄水場に集約し、一元管理を目指したシステム構築を行うこととしました。この管理システムは、施設運用や人員配置の効率化、施設機器故障時緊急対応の迅速化、事故・災害時の危機管理対応を強化することを可能とし、高橋浄水場を含めた約170の水源地、浄水場、ポンプ場や配水池などの分散した情報を集中監視し、主要なポンプ等機器を離れた場所から運転・停止等操作を行うものです。

#### (2) 災害対策

【主な取り組み事項】

●伯方配水池整備事業の実施（H24～R1）

伯方町は大三島配水池の配水区域となっていました。島内に配水池がないこと、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、伯方島において緊急時の給水拠点の確保が求められ、伯方町を新規の配水区域として設定し、配水池を新設することになりました。伯方配水池整備事業は災害時における給水拠点としての機能を確保するために実施しました。

●災害協定

災害に備え、地域団体・企業等との連携・協力協定を締結しています。

協定の名称	締結先	締結年月日	協定の具体的な内容
大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書	今治市管工事業協同組合	2002/3/1	事前に応急活動時の動員体制の確立、資機材の保有状況等の把握。組合による調査班、給水班及び復旧班の派遣。
災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書	越智諸島管工事業協同組合	2004/7/2	大規模な災害発生時、①災害発生場所、②被害状況、③応急対策の内容、④必要な資機材・人員、⑤協力必要期間、⑥協力必要事項につき市は組合に文書で協力を要請。市が設置した災害対策本部の指示に組合は従い、応急対策に従事する。
災害時における応急措置等の応援に関する協定書	第一環境株式会社	2021/4/1	給水区域内において災害が発生し、応急措置等の支援を必要とするとき、①住民への広報活動、②住民からの電話対応、③災害情報等の収集及び提供、④応急給水活動の支援等応援措置に従事する。
災害時における水道の応急活動に関する協定書	今治しまなみ管工事業協同組合	2016/6/17	事前に応急活動時の動員体制の確立、資機材の保有状況等の把握。市からの要請時に人員及び資機材を出動させ、応急活動に協力する。

### (3) 検査体制の充実

#### 【主な取り組み事項】

##### ●水質検査機器整備計画の策定

水道水における水質検査では、水道法に定められた 51 項目の水質基準項目に加え、農薬類やクリプトスポリジウム等検査など、水質の安全確保に向けた検査を実施し、水質の向上に取り組んでいます。今後も水道水に対する信頼性の確保に向けて、「水質検査機器整備計画」を作成し、水質検査機器等の適切な整備・更新を図り検査精度の向上に取り組めます。また、各検査機関との連携を強化することで水質検査体制の充実に取り組めます。

##### ●災害協定

平成 23 年 2 月 15 日、今治市水道部、松山市公営企業局、南予地方水道水質検査協議会、新居浜市水道局、四国中央市水道局の 5 者により災害時等における水質検査機器、器具、検査試薬等の相互利用に関する協定書が締結されました。

### (4) 水源の確保

#### 【主な取り組み事項】

##### ●新規水源の開発（地下水等）

現在、水質管理の難しい小規模水源を廃止し、今治市水道ビジョンに基づき、ダム等の大規模水源からの水道水供給へと、水運用システムを再構築しているところです。

しかし、今治地域の気候条件から、夏場（陸地部）や冬場（島しょ部）に渇水の恐れがある中で、今後は新規水源の開発を検討するなど、安定的な水源の確保に努めます。

##### ●しまなみ送水事業（H22～H30）

蒼社川水系の水を小浦ポンプ場で加圧し、来島海峡大橋に添架した送水管から吉海・宮窪地区の一部へ送水しています。平成 29 年 4 月の簡水統合（旧吉海簡易水道事業を越智諸島水道事業へ統合）に合せ、進めてきた事業です。この送水事業により、吉海地域の水源であるため池の水質悪化問題が解消され、5つの小規模浄水場を閉鎖しました。

##### ●大西菊間送水事業（H24～R2）

広域農道ルートに送水管を新設し、蒼社川水系の水を神宮ポンプ場、大西菊間調整池を経て大西・菊間の給水区域へ送水します。平成 29 年 4 月の簡水統合（旧別府西簡易水道事業を大西水道事業へ統合）に合せ、進めてきた事業です。この送水事業により、別府西浄水場だけでなく、大西地域の4つの浄水場を閉鎖しました。高橋浄水場供用開始後は、更に菊間地区の浄水場の閉鎖も予定しています。令和 3 年度からは関連事業として未普及地域への整備を進めています。

●玉川中村・力石統合整備事業（H27～H30）

送水ポンプ場、送水管を設置し、玉川水道事業の水を旧中村簡易水道及び旧力石飲料水供給施設の給水区域へ送水しています。平成 29 年 4 月の簡水統合（旧中村簡易水道事業と旧力石飲料水供給施設を玉川水道事業へ統合）に合せ、進めてきた事業です。この送水事業により、中村浄水場と力石浄水場を閉鎖しました。

## （５）広域化

【主な取り組み事項】

●市域を越えての水融通の検討 ＜岡村・小大下広域送水事業＞（H25～H29）

関前地区では小大下島の湧水を水源とし岡村島へ海底送水管で送水する一方、平成 8 年度岡村島へ海水淡水化装置を設置し、給水を続けてきましたが、施設の老朽化、高度な技術を要する維持管理等の問題を踏まえ、とびしま海道の添架管、新設ポンプ場等を経て、平成 29 年 4 月 4 日、広島県広島水道用水供給事業からの越境受水を開始しました。



岡村大橋にかかる送水管

●（仮称）高橋浄水場整備等事業の実施（H25～R3 ※モニタリングはR4 まで）

昭和 46 年 10 月供用開始した旧今治市の基幹浄水場（小泉浄水場）は、経年劣化による老朽化が進行し、大規模地震への耐震性能が不十分で、塩素消毒では対応できないクリプトスポリジウムなどへの対策強化も求められていました。小泉浄水場は敷地面積が狭く、敷地内での更新ができないことから、新浄水場への移転新設に取り組むこととなりました。高橋浄水場は今治市に於ける最大の浄水場であり、防災拠点としての機能も整備しました。



今後施設整備を進め、旧今治だけでなく、大西・菊間・玉川地区への広域送水も予定しています。

### ●愛媛県水道事業経営健全化検討会

平成28年6月、水道事業における経営基盤の強化や経営効率化の推進を図るため、『愛媛県水道事業経営健全化検討会』が設置されました。検討会4回、東・中・南予ブロック別にワーキンググループを4回開催した結果は以下のとおりです。

## 愛媛県水道事業経営健全化検討会 検討結果（概要）

### まとめ

- 検討結果
  - ・災害対応
    - 全事業体が日本水道協会に加入。
    - 今後、応援体制の一層の強化や関係機関との連携に取り組む。
  - ・事業統合
    - 南予地域は、用水供給事業を行う2企業団から受水している事業体が複数あり、県内でも人口減少が進んでいることなどから事業統合を検討する。
  - ・経営健全化に向けた検討の継続
    - 検討を一過性のものでせず諸課題に一致団結して立ち向かうため、検討会をベースとした新たな組織で、引き続き広域連携等に向けた検討を進める。
- 今後の方向性
  - ・東・中予
    - 事業統合や浄水場運転管理業務の共同委託、施設の共同設置などは現時点での実施は困難な状況。維持管理業務など連携可能な内容について検討を進める。
  - ・南予
    - 事業統合に向けた検討等のほか、企業団からの受水団体以外の事業体も含め、個別業務等での連携の可能性についても検討を進める。
  - ・その他
    - 上記のほか、地域にこだわらず実現可能な広域連携策について検討を進める。その際、個々の事業体間での連携についても、積極的に検討する。

### ●愛媛県水道広域化推進プラン検討会

平成31年1月、総務省・厚生労働省通知により令和4年度末までに広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画を策定・公表することとなりました。

愛媛県では令和元年10月「愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会設置要綱」を定め、現状分析・将来推計を実施し、経営上の課題分析を行ったうえで県と市の関係団体等で構成される検討委員会や部会の場で、広域化のパターン設定について協議を重ねています。

また、実現可能な広域連携策（漏水調査等の共同委託実施等）についても検討を行っています。

## （6）安全対策

### 【主な取り組み事項】

#### ●鉛管引替工事助成制度の拡充（R3.6～）

平成元年以前に使用されていた鉛製給水管の早期解消のため、取替工事1件に対し上限5万円の助成を行ってきましたが、【道路部分】は水道部が積算した範囲内で全額、【宅地部分】は水道部が積算した範囲内で上限10万円の助成額に拡充しました。

## 第5章 投資・財政計画

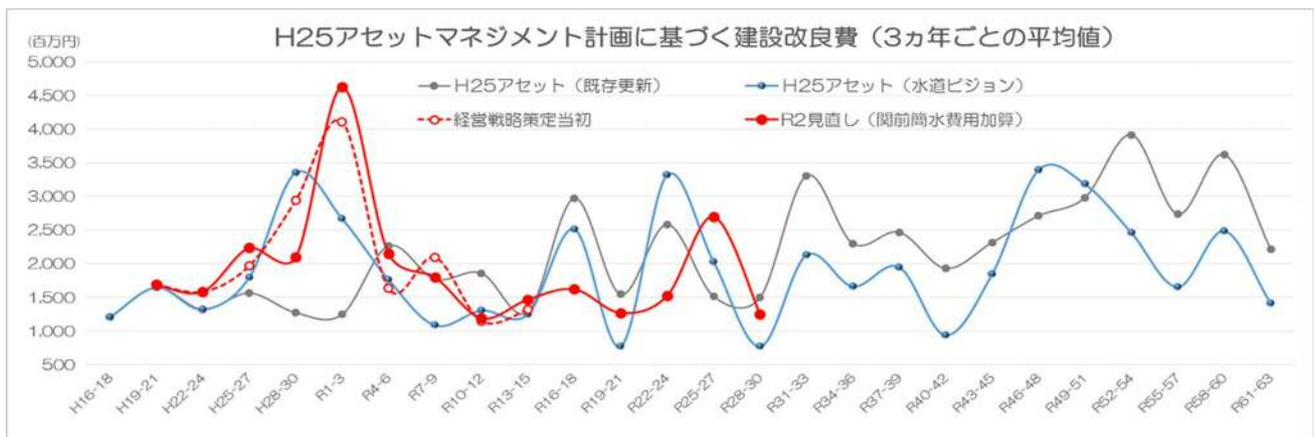
今治市の水道施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、今後数年のうちに更新時期のピークを迎えます。これらの老朽化した施設を法定耐用年数（地方公営企業法施行規則別表第2号）に準じて更新を行った場合、更新費用が莫大となるため、経営状況が大変不安定になってしまいます。

今後も安定的に事業を継続しながら老朽化した施設を着実に更新していくためには、更新需要を的確に把握した上で施設の更新費用を平準化した財政収支見通しを行い、必要な資金確保を行う必要があります。

### 1 投資計画

投資は、次の考え方にに基づき更新費用を平準化します。

- (1) 【採算性の重視】  
新規投資については、事業規模の適正化を重視し、事業が将来にわたり採算性を有しないもの（過剰投資）となるものは、原則行わないものとします。
- (2) 【アセットマネジメント（資産運用）手法の活用】  
施設を更新する際は、過大投資や重複投資とならないよう、将来の需要予測を踏まえ、必要に応じてダウンサイジング（施設の統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）を検討し、施設の効率性を高めるとともに、ランニングコストの低減を図ります。
- (3) 【優先度の設定】  
老朽管の更新に当たっては、重要度や老朽度評価による順位付けをし、一定の更新基準により優先順位の低い投資を先送りするなど、投資額の平準化を行います。また、将来の需要予測を踏まえ、適正口径での布設替えによる工事費用の低減を図ります。
- (4) 【長寿命化の推進】  
水道施設全般について、適切な維持管理等に努め長寿命化を図ります。

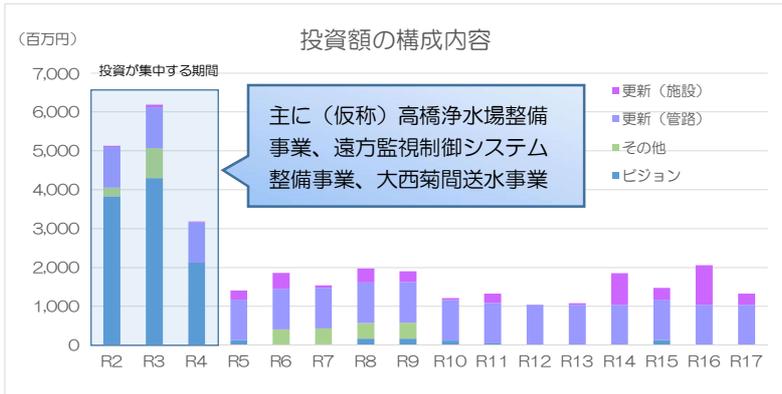


※過年度実績における差額は、翌年度繰越額の算入年度の違いによる。

H25-R15（21年間）	R16-R63（48年間）	既存更新	1,252.9 億円（年平均 26.1 億円）
既存更新 338.7 億円（年平均 16.1 億円）	R16-R63（48年間）	水道ビジョン	1,008.4 億円（年平均 21.0 億円）
水道ビジョン 396.4 億円（年平均 18.9 億円）			

策定当初	446.0 億円（年平均 21.2 億円）
R2 見直し	467.2 億円（年平均 22.2 億円）

平成 25～令和 15 年度までの 21 年間の投資額は、水道ビジョンが高いが将来的には施設統廃合により、水道ビジョンが安くなる。



ビジョン：水道ビジョンに基づく施設統廃合事業  
 その他：水道ビジョン策定後に生じた事業（遠方監視制御システム、導水管（取水～分岐））  
 更新：アセットマネジメント計画に基づく更新費用

施設統廃合整備に伴う廃止施設（H19→R7年度予定）

事業所	水源数 (箇所)	水源量 (t/日)	浄水施設数 (箇所)	浄水量 (t/日)
今治	+3	+3,500	0	△600
朝倉	0	0	0	0
玉川	△3	△165	△3	△148
波方	△5	△421	△4	△421
大西	△7	△2,871	△6	△1,515
菊間	△3	△590	△1	△590
越智諸島	△15	△1,465	△11	△1,577
吉海	△13	△2,244	△5	△2,060
関前	△1	△582	△2	△285
合計	△44	△4,838	△32	△7,196

令和7年度までの主な国庫補助事業

- （仮称）高橋浄水場整備事業（H29～R3） 110億円
- 遠方監視制御システム整備事業（H28～R3） 13億円
- 大西菊間送水事業（H24～R2） 20億円
- しまなみ送水事業（H22～H30） 39億円
- 伯方配水池整備事業（H24～R1） 7億円
- 台浄水場土砂災害対策事業（R1～R2） 0.7億円
- 関前岡村・小大下広域送水事業（H25～H29） 8億円
- 関前大下浄水場浄水施設更新事業（R1～R5） 2億円

小泉浄水場 → 高橋浄水場への更新

基幹施設整備による  
施設統廃合

- 高橋浄水場から送水する水運用体制へ再構築することにより、既存の小規模な水源や浄施設を廃止する施設統廃合整備を令和7年度までに実施します。  
 その後は、既に整備されている施設・管路のダウンサイジングを考慮しつつ、更新していくことになります。
- 鉛製給水管の早期解消に向け、優先的に布設替工事を実施していきます。

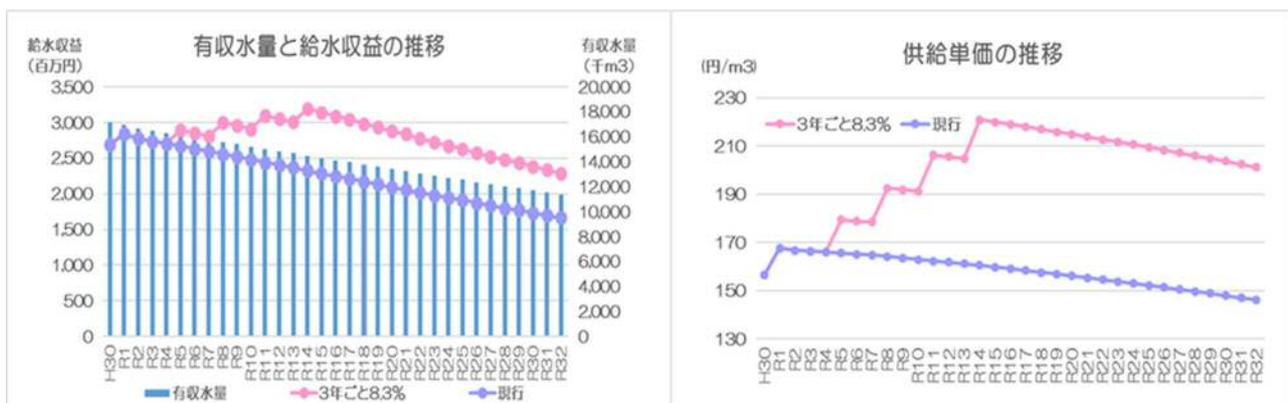
## 2 財政計画

財源の試算に当たっては、更なる業務の改善・合理化・効率化に努め、経費削減を図りながら、次の考え方にに基づき、投資計画を確実に実施していく財政計画を策定します。

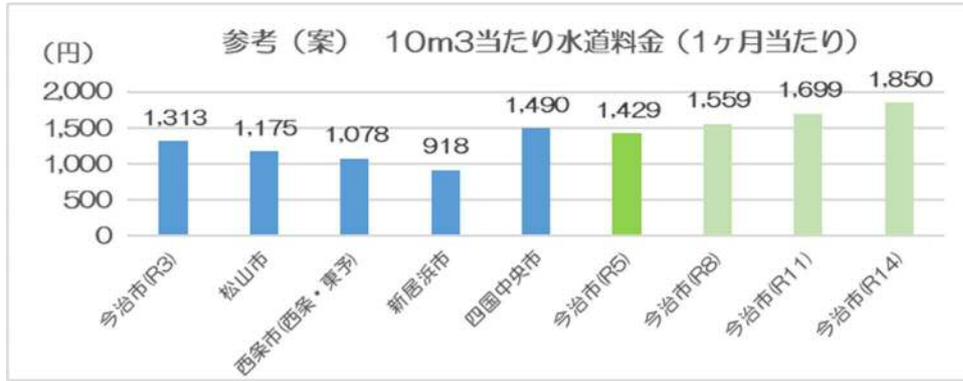
- (1) 【財政健全化】  
財政健全化法に基づく健全化指標等に十分留意し、資金不足や債務超過にならないよう、必要な財源確保の方策を検討します。
- (2) 【料金改定】  
料金改定を行う場合は、能率的な経営のもと適正な原価を基礎とし、健全な経営を確保することができる水準によることとし、社会状況や利用者間の負担の公平性に配慮し、必要に応じて料金水準、料金体系（基本料金と従量料金の比率等）の見直しに取り組みます。
- (3) 【資産維持費】  
投資の主要財源である企業債については、起債額及び残高を適正な水準で管理します。また、企業債は、基本的に料金収入を原資として償還するものであることから、料金算定の際には、原価計算において適正な事業報酬（資産維持費）を含めることとします。
- (4) 【独立採算】  
水道事業は独立採算制を原則としていますが、能率的な経営を行っても採算性を見込むことができない事業等に要する経費については、一般会計部門と協議し、適正な財源確保を図ります。
- (5) 【その他】  
消費税率の引き上げについては、消費税の負担を円滑かつ適正に利用者へ転嫁することを基本としているため、法令等に基づき適切に対応します。

### (1) 水道料金

料金改定を計画的に実施することで、水道施設の健全性を維持するための投資資金を確保することができます。



将来の更新費用を確保するためには、水道料金改定期間の令和14年度までは、3年に1度、料金改定を令和元年度に実施した改定を含めて、5回実施する必要があります。



※令和3年4月1日時点の各市水道料金を基にしています。

## (2) 一般会計繰入金（繰出基準外）

給水人口の減少により今後も給水収益は減少していく中で、水道施設を健全に維持していく資金を確保するため、水道料金の値上を伴う改定を行う予定ですが、資金不足額を全て料金に転嫁すると、市民生活に多大な影響が出ることが想定されます。

そのため、料金への転嫁を抑制し市民生活への影響が少なくなるよう、一般会計繰入金（税金）により経営基盤を強化します。



※令和5～14年度まで3年ごとに8.3%で改定した場合で試算

水道会計	R2	R17	R32
繰入金（損益）	171.8百万円	114.0百万円	160.1百万円
繰入金（資本）	138.3百万円	31.2百万円	0円
繰入金 合計	310.1百万円	145.2百万円	160.1百万円



※令和3年度から公営企業会計へ移行しました。

簡水	R2 (簡水特会)	R17 (公営企業会計)	R32 (公営企業会計)
繰入金 (損益)	26.8 百万円	34.9 百万円	45.3 百万円
繰入金 (資本)	28.1 百万円	0 円	0 円
繰入金 合計	54.9 百万円	34.9 百万円	45.3 百万円

### 3 投資・財政計画

#### (別表参照)

浄水施設等の統廃合を令和3年度まで優先実施し、その後管路の老朽化・耐震化対策について取り組みます。これらの投資費用を賄いつつ、安定して黒字経営を実現するためには、今後も3年に1度、料金改定を経ていく必要があります。

料金改定による収益増加を図ることで純利益を増加させることにより、将来の更新財源が確保できます。この財源により、計画的に老朽施設・管路の更新や耐震化を行っていく必要があります。

施設・管路を適正に維持しつつ、水道事業経営を安定的に行うためには、使用者の皆様には大きな負担を強いることになってしまいます。

今後もさらに経費節減に努め、毎年の投資費用を抑制することで、使用者の皆様のご負担を軽減できるよう努力し続けます。また、整備費の増減や社会情勢の変化等を勘案し、具体的な数値目標を掲げた耐震化計画等を盛り込みながら、経営戦略を定期的に見直しつつ、水道事業を安定的・効率的に運営していきます。

なお、本経営戦略の計画期間は令和7年度ですが、別表では、参考として令和2年度より20年後の令和22年度及び30年後の令和32年度の数値も示しています。

「今治市水道ビジョン」に掲げる未完事業の実施

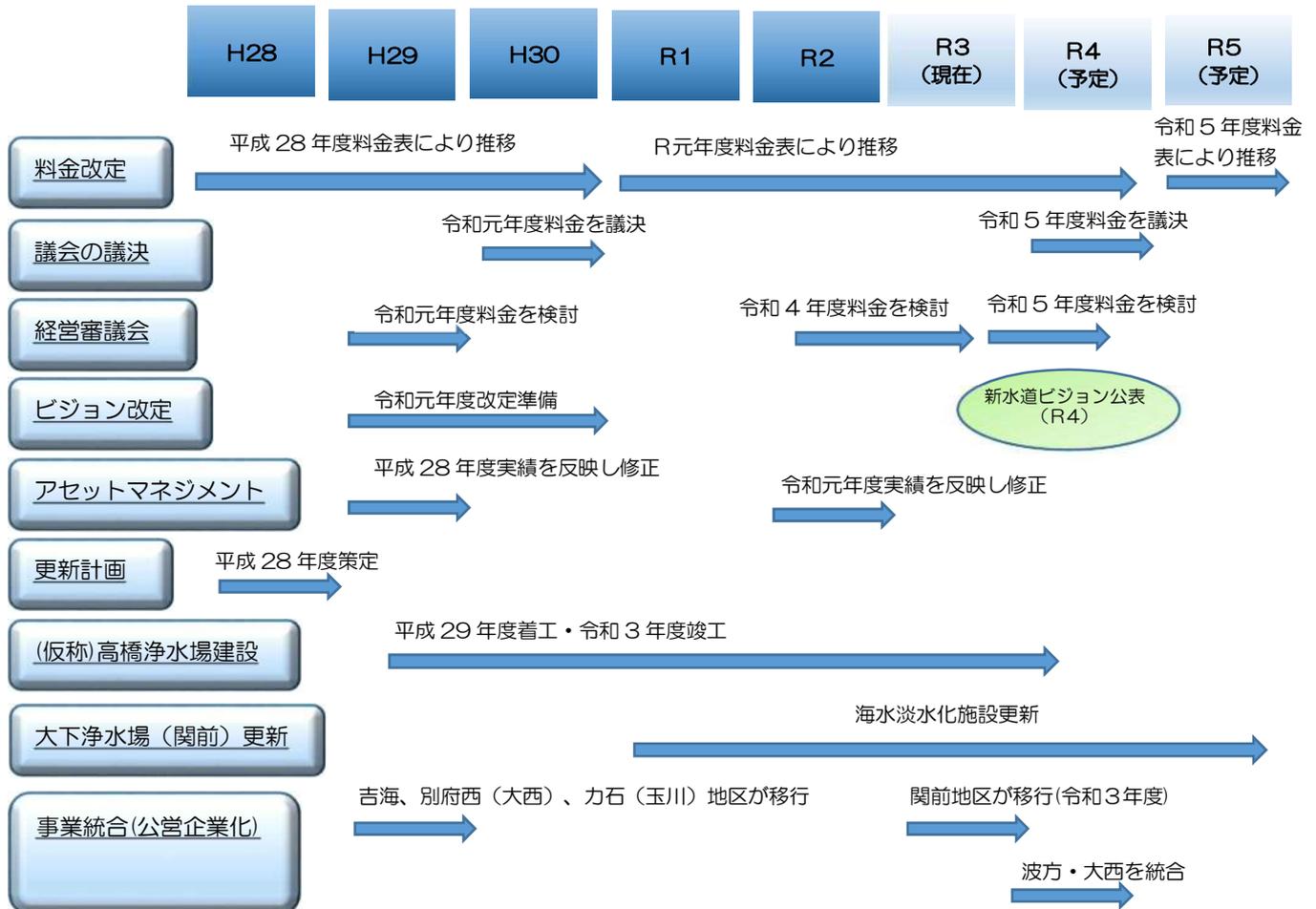
1. 高橋一馬越連絡管整備事業
2. 今治一玉川送水管整備事業
3. 菊間地区東山・松尾未普及解消事業
4. 関前地区大下浄水場更新事業

## 4 今後の検討工程

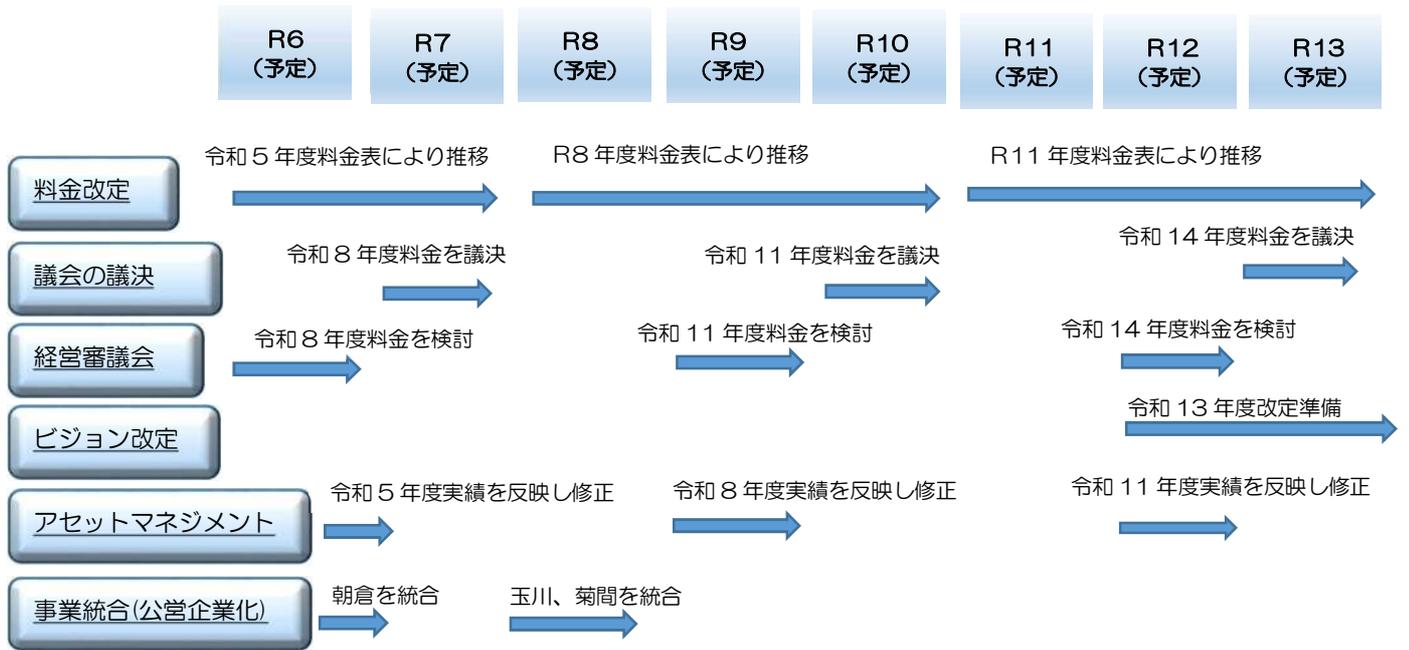
料金改定検討に併せて収支計画を見直し、概ね5年ごとに経営戦略の見直しを実施し、持続可能な水道事業運営を行うことを目指します。

### 今後の検討工程スキーム

(令和5年度から料金改定を実施し、以後3年毎に改定を実施した場合)



※総務省通知において、人口3万人以上の地方公共団体については令和元年度までに移行することが要請されていました。



# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和22年度 (20年後)	令和32年度 (30年後)	
収 益 的 収 入	1.	営 業 収 益	(A)	3,158,530	3,002,476	2,803,020	2,996,333	2,948,406	2,908,992	3,095,706	3,057,605	3,005,062	3,196,109	3,149,096	3,106,749	3,292,668	3,238,357	3,184,763	3,139,570	令和22年度 (20年後)	令和32年度 (30年後)	
		(1)	料 金 収 入	2,832,774	2,736,933	2,701,335	2,895,047	2,847,702	2,808,797	2,996,001	2,958,234	2,906,329	3,097,841	3,051,283	3,009,346	3,195,801	3,141,990	3,088,860	3,044,047	2,773,272	2,286,459	
		(2)	受 託 工 事 収 益	104,439	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600	40,600
		(3)	そ の 他	221,317	224,943	61,085	60,686	60,104	59,595	59,105	58,771	58,133	57,668	57,213	56,803	56,267	55,767	55,303	54,923	54,923	52,333	47,848
		2.	営 業 外 収 益	454,115	428,923	417,107	418,051	418,211	385,777	381,330	379,015	373,908	367,830	363,264	344,201	337,250	324,729	327,210	332,592	325,833	331,155	
			(1)	補 助 金	185,434	175,819	167,756	169,790	172,046	158,167	153,703	151,358	146,850	146,644	143,836	125,210	118,269	107,620	110,624	116,924	127,693	162,851
			他	会 計 補 助 金	185,434	175,819	167,756	169,790	172,046	158,167	153,703	151,358	146,644	146,644	143,836	125,210	118,269	107,620	110,624	116,924	127,693	162,851
				うち	基準内	13,623	11,440	8,793	6,635	5,452	4,419	4,021	3,734	3,553	3,447	3,340	3,231	3,120	3,017	2,956	2,873	2,751
				うち	基準外	171,811	164,379	158,963	163,155	166,594	153,240	147,337	143,116	143,091	140,389	121,870	115,038	104,500	107,607	113,968	124,820	160,100
				そ の 他	補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2)	長 期 前 受 金 戻 入	141,493	145,322	153,851	153,642	152,430	134,757	135,717	136,686	137,029	132,098	131,282	131,812	132,768	131,861	132,305	132,352	119,616	97,847	
		(3)	そ の 他	127,188	107,782	95,500	94,619	93,735	92,853	91,910	90,971	90,029	89,088	88,146	87,179	86,213	85,248	84,281	83,316	82,350	81,384	80,418
		収 入 計	(C)	3,612,645	3,431,399	3,220,127	3,414,384	3,366,617	3,294,769	3,477,036	3,436,620	3,378,970	3,563,939	3,512,360	3,450,950	3,629,918	3,563,086	3,511,973	3,472,162	3,192,038	2,706,062	
収 益 的 支 出	1.	営 業 費 用	2,952,313	3,168,734	2,980,232	3,030,180	3,056,106	3,000,899	3,018,964	3,053,356	3,087,497	3,072,192	3,031,861	3,073,661	3,272,586	3,082,343	3,080,074	3,067,766	2,997,708	3,188,332		
		(1)	職 員 給 与	333,964	314,500	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	294,600	
			基 本 給	163,439	121,300	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	113,100	
			そ の 他	170,525	193,200	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	
		(2)	経 費	1,232,832	1,554,930	1,086,156	1,073,063	1,082,678	1,077,381	1,084,973	1,092,993	1,109,613	1,111,552	1,090,205	1,149,289	1,358,844	1,149,351	1,129,873	1,065,922	1,167,468	1,096,899	
			動 力 費	109,598	115,879	115,292	114,679	113,780	113,039	112,288	111,701	110,810	110,016	109,279	108,663	107,754	106,979	106,238	105,621	104,915	104,199	103,483
			修 繕 費	96,730	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120	79,120
			材 料 費	4,461	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580
			そ の 他	1,087,063	1,345,519	877,092	864,612	875,126	870,570	878,913	887,520	905,031	907,764	887,154	946,854	1,157,318	948,600	929,863	866,529	972,002	907,534	
		(3)	減 価 償 却 費	1,320,497	1,306,136	1,606,548	1,669,589	1,685,900	1,635,990	1,646,463	1,672,835	1,690,356	1,673,112	1,654,128	1,636,844	1,626,214	1,645,464	1,662,673	1,714,316	1,542,712	1,803,905	
		2.	営 業 外 費 用	172,324	212,443	234,893	240,156	233,968	232,542	230,598	227,124	223,604	217,665	211,510	204,323	197,076	193,070	186,765	183,211	169,770	153,124	
		(1)	支 払 利 息	118,133	163,853	187,703	192,966	186,778	185,352	183,408	179,934	176,414	170,475	164,320	157,133	149,886	145,880	139,575	136,021	122,580	105,934	
	(2)	そ の 他	54,191	48,590	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190	47,190		
		支 出 計	(D)	3,124,637	3,381,177	3,215,125	3,270,336	3,290,074	3,233,441	3,249,562	3,280,480	3,311,101	3,289,857	3,243,371	3,277,984	3,469,662	3,275,413	3,266,839	3,250,977	3,167,478	3,341,456	
		経 常 損 益	(C)-(D)	(E)	488,008	50,222	5,002	144,048	76,543	61,328	227,474	156,140	67,869	274,082	268,989	172,966	160,256	287,673	245,134	221,185	24,560	△ 635,394
特		別 利 益	(F)	19,849	0	24,603	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特		別 損 失	(G)	16,226	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
特		別 損 益	(F)-(G)	(H)	3,623	△ 400	24,203	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失)	(E)+(H)	491,631	49,822	29,205	143,648	76,143	60,928	227,074	155,740	67,469	273,682	268,589	172,566	159,856	287,273	244,734	220,785	24,160	△ 635,794	
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金	(I)	410,465	460,287	489,492	633,140	709,283	770,210	997,284	1,153,024	1,220,493	1,494,175	1,762,764	1,935,329	2,095,185	2,382,458	2,627,192	2,847,977	3,356,655	△ 151,101	
流		動 資 産	(J)	4,451,930	5,198,429	4,121,673	4,172,203	3,768,695	3,767,374	3,207,662	2,640,067	2,817,715	2,833,334	3,063,976	3,384,402	2,841,765	2,805,543	2,161,743	2,137,417	2,339,814	△ 4,976,786	
		う ち 未 収 金	606,926	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	456,185	
流		動 負 債	(K)	1,496,928	1,331,637	1,220,622	1,139,600	1,170,457	1,269,087	1,329,290	1,317,599	1,304,895	1,310,151	1,318,286	1,314,668	1,326,894	1,301,081	1,302,795	1,148,740	1,132,404	1,089,062	
		う ち 建 設 改 良 費 分	731,755	707,393	583,378	508,356	528,213	651,843	701,046	687,355	673,651	679,907	688,042	686,424	696,650	670,837	672,551	518,496	502,160	458,818		
		う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		う ち 未 払 金	413,428	349,792	362,792	356,792	367,792	342,792	353,792	355,792	355,792	355,792	355,792	355,792	355,792	355,792	355,792	355,792	355,792	355,792	355,792	
		累 積 欠 損 金 比 率	(I) /(A)-(B)	13	16	18	21	24	27	33	38	41	47	57	63	64	75	84	92	119	△ 6	
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 4,699,701	
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(A)-(B)	(M)	3,054,091	2,961,876	2,762,420	2,955,733	2,907,806	2,868,392	3,055,106	3,017,005	2,964,462	3,155,509	3,108,496	3,066,149	3,252,068	3,197,757	3,144,163	3,098,970	2,825,605	2,334,307
		地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率	((L)/(M)×100)	0																		

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和22年度 (20年後)	令和32年度 (30年後)
資本的 収入	1. 企業債	2,433,700	1,910,500	937,000	201,000	309,000	296,000	332,000	376,000	253,000	239,000	197,000	202,000	365,000	252,000	374,000	244,000	199,000	246,000
	うち資本費平準化債																		
	2. 他会計出資金	330,736	498,838	206,660	151,173	111,190	101,746	87,441	65,711	61,224	48,965	49,869	50,631	51,133	51,278	40,488	34,304	16,343	1,035
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	112,982	200,563	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	うち国庫補助金	89,982	180,563	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち県補助金	23,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 工事負担金	2,660	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	
9. その他	602,310	2,052,700	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	
計 (A)	3,482,388	4,668,401	1,186,960	395,473	463,490	441,046	462,741	485,011	357,524	331,265	290,169	295,931	459,433	346,578	457,788	321,604	258,643	290,335	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B) (C)	3,482,388	4,668,401	1,186,960	395,473	463,490	441,046	462,741	485,011	357,524	331,265	290,169	295,931	459,433	346,578	457,788	321,604	258,643	290,335	
資本的 支出	1. 建設改良費	4,666,238	6,188,557	3,103,089	1,277,282	1,827,907	1,533,097	1,968,082	1,894,101	1,204,196	1,319,343	1,034,707	1,076,487	1,849,600	1,335,678	2,054,505	1,324,780	1,047,994	1,185,395
	うち職員給与費	45,721	47,634	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380	32,380
	2. 企業債償還金	719,702	731,755	707,393	583,378	508,356	528,213	651,843	701,046	687,355	673,651	679,907	688,042	686,424	696,650	670,837	672,551	487,877	458,818
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. その他	1,286	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	
計 (D)	5,387,226	6,920,311	3,960,482	2,010,660	2,486,263	2,211,310	2,769,925	2,745,147	2,041,551	2,142,994	1,864,614	1,914,529	2,686,024	2,182,328	2,875,342	2,147,331	1,685,871	1,838,239	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,904,838	2,251,910	2,773,522	1,615,187	2,022,773	1,770,264	2,307,184	2,260,136	1,684,027	1,811,729	1,574,445	1,618,598	2,226,591	1,835,750	2,417,554	1,825,727	1,427,228	1,547,904	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	1,138,084	1,878,268	2,495,359	1,503,007	1,860,536	1,634,828	2,132,204	2,091,881	1,578,491	1,695,725	1,484,317	1,524,672	2,062,382	1,718,261	2,234,717	1,709,229	1,335,892	0
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	766,754	373,642	278,163	112,180	162,237	135,436	174,980	168,255	105,536	116,004	90,128	93,926	164,209	117,489	182,837	116,498	91,336	103,827
計 (F)	1,904,838	2,251,910	2,773,522	1,615,187	2,022,773	1,770,264	2,307,184	2,260,136	1,684,027	1,811,729	1,574,445	1,618,598	2,226,591	1,835,750	2,417,554	1,825,727	1,427,228	103,827	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,444,077	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債	債残高 (H)	11,075,161	12,229,544	12,335,136	11,877,736	11,698,237	11,589,654	11,319,014	10,980,277	10,532,218	10,103,823	9,629,051	9,141,391	8,830,193	8,359,730	8,064,607	7,482,001	6,276,206	4,357,147
	うち固定負債	10,343,406	11,522,151	11,751,758	11,369,380	11,170,024	10,937,811	10,617,968	10,292,922	9,858,567	9,423,916	8,941,009	8,454,967	8,133,543	7,688,893	7,392,056	6,963,505	5,774,046	3,942,355
	うち流動負債	731,755	707,393	583,378	508,356	528,213	651,843	701,046	687,355	673,651	679,907	688,042	686,424	696,650	670,837	672,551	518,496	502,160	414,792

○他会計繰入金 (単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和22年度 (20年後)	令和32年度 (30年後)
収益的 収支分	取分	185,434	175,819	167,756	169,790	172,046	158,167	153,703	151,358	146,850	146,644	143,836	125,210	118,269	107,620	110,624	116,924	127,693	162,851
	うち基準内繰入金	13,623	11,440	8,793	6,635	5,452	4,927	4,419	4,021	3,734	3,553	3,447	3,340	3,231	3,120	3,017	2,956	2,873	2,751
	うち基準外繰入金	171,811	164,379	158,963	163,155	166,594	153,240	149,284	147,337	143,116	143,091	140,389	121,870	115,038	104,500	107,607	113,968	124,820	160,100
資本的 収支分	取分	330,736	498,838	206,660	151,173	111,190	101,746	87,441	65,711	61,224	48,965	49,869	50,631	51,133	51,278	40,488	34,304	16,343	1,035
	うち基準内繰入金	192,471	361,075	70,452	48,215	24,621	25,143	22,095	17,859	12,551	6,503	6,604	6,548	6,653	6,760	4,797	3,027	2,153	1,035
	うち基準外繰入金	138,265	137,763	136,208	102,958	86,569	76,603	65,346	47,852	48,673	42,462	43,265	44,083	44,480	44,518	35,691	31,277	14,190	0
合計	516,170	674,657	374,416	320,963	283,236	259,913	241,144	217,069	208,074	195,609	193,705	175,841	169,402	158,898	151,112	151,228	144,036	163,886	

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		適用開始																			
		令和2年度 (決算) (税込)	令和2年度 (決算) (税抜)	令和3年度 (決算) (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和22年度 (20年後)	令和32年度 (30年後)	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	7,098	6,453	6,574	6,011	6,274	6,008	5,751	5,988	5,745	5,488	5,683	5,411	5,151	5,325	5,160	5,001	4,822	4,135	3,169	
	(1) 料金収入	7,098	6,453	6,574	6,011	6,274	6,008	5,751	5,988	5,745	5,488	5,683	5,411	5,151	5,325	5,160	5,001	4,822	4,135	3,169	
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外収益	50,762	50,721	64,521	62,740	66,712	76,498	78,438	71,535	64,634	63,805	63,385	62,868	62,422	61,357	59,979	67,905	67,513	62,586	71,581	
	(1) 補助金	50,312	50,312	52,645	50,373	52,568	59,613	61,626	56,437	51,278	50,478	50,096	49,589	49,154	48,221	46,983	55,085	54,796	56,522	66,061	
	他会計補助金	50,312	50,312	52,645	50,373	52,568	59,613	61,626	56,437	51,278	50,478	50,096	49,589	49,154	48,221	46,983	55,085	54,796	56,522	66,061	
	うち基準内	23,539	23,539	23,595	25,870	26,215	26,648	27,207	26,104	26,332	26,437	24,036	21,179	19,724	20,401	19,343	19,965	19,936	19,992	20,751	
	うち基準外	26,773	26,773	29,050	24,503	26,353	32,965	34,419	30,333	24,946	24,041	26,060	28,410	29,430	27,820	27,640	35,120	34,860	36,530	45,310	
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 長期前受金戻入			10,945	11,447	13,234	16,485	16,422	14,718	12,986	12,967	12,939	12,939	12,938	12,816	12,686	12,520	12,427	5,814	5,330		
(3) その他	450	409	931	920	910	400	390	380	370	360	350	340	330	320	310	300	290	250	190		
収入計 (C)	57,860	57,174	71,095	68,751	72,986	82,506	84,189	77,523	70,379	69,293	69,068	68,279	67,573	66,682	65,139	72,906	72,335	66,721	74,750		
支 出 的 収 支	1. 営業費用	43,855	40,147	64,324	64,868	68,739	75,764	77,348	70,930	63,996	63,051	63,007	62,470	61,990	61,377	60,120	66,879	66,609	60,869	69,544	
	(1) 職員給与費	7,555	7,553	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	(2) 経費	36,300	32,594	24,345	24,935	24,835	24,635	24,535	24,435	24,335	24,135	24,035	23,935	23,835	23,635	23,535	23,435	23,335	22,735	21,835	
	動力費	1,435	1,305	1,410	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	修繕費	3,175	2,475	2,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	材料費	182	165	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	
	その他	31,508	28,649	19,965	20,265	20,165	19,965	19,865	19,765	19,665	19,465	19,365	19,265	19,165	18,965	18,865	18,765	18,665	18,065	17,165	
	(3) 減価償却費			39,879	39,833	43,804	51,029	52,713	46,395	39,561	38,816	38,872	38,435	38,055	37,642	36,485	43,344	43,174	38,034	47,609	
	2. 営業外費用	6,100	6,100	4,068	3,880	4,244	6,735	6,835	6,591	6,374	6,239	6,052	5,807	5,574	5,295	5,010	6,017	5,719	5,845	5,201	
	(1) 支払利息	4,343	4,343	4,068	3,880	4,244	5,235	5,335	5,091	4,874	4,739	4,552	4,307	4,074	3,795	3,510	4,517	4,219	4,345	3,701	
(2) その他	1,757	1,757	0	0	0	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		
支出計 (D)	49,955	46,247	68,392	68,748	72,983	82,499	84,183	77,521	70,370	69,290	69,059	68,277	67,564	66,672	65,130	72,896	72,328	66,714	74,745		
経常損益 (C)-(D) (E)	7,905	10,927	2,703	3	3	7	6	2	9	3	9	2	9	10	9	10	7	7	5		
特別利益 (F)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損失 (G)	0	0	2,699	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	△ 2,698	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	7,905	10,927	5	3	3	7	6	2	9	3	9	2	9	10	9	10	7	7	5		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			7,910	7,913	7,916	7,923	7,929	7,931	7,940	7,943	7,952	7,954	7,963	7,973	7,982	7,992	7,999	8,030	8,087		
流動資産 (J)			21,549	49,310	53,700	85,022	100,790	112,724	123,138	133,398	142,000	150,577	157,119	163,435	233,480	243,443	253,323	406,205	686,145		
うち未収金			10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773	10,773		
流動負債 (K)			45,386	45,656	42,373	42,610	42,851	38,112	32,602	29,844	31,493	29,672	30,013	30,359	30,713	30,937	31,488	26,107	30,616		
うち建設改良費分			39,127	39,397	36,114	36,351	36,592	31,853	26,343	23,585	25,234	23,413	23,754	24,100	24,454	24,678	25,229	19,848	24,357		
うち一時借入金																					
うち未払金			6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259	6,259		
累積欠損金比率 (I)/(A)-(E) × 100)			120.3	132	126	132	138	132	138	145	140	147	155	150	155	160	166	194	255		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した(L)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資金不足の比率 (L)/(M) × 100)																					
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	7,098	6,453	6,574	6,011	6,274	6,008	5,751	5,988	5,745	5,488	5,683	5,411	5,151	5,325	5,160	5,001	4,822	4,135	3,169		
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	7,098	6,453	6,574	6,011	6,274	6,008	5,751	5,988	5,745	5,488	5,683	5,411	5,151	5,325	5,160	5,001	4,822	4,135	3,169		
健全化法第22条により算定した (N)/(P) × 100)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※R2年度は打切決算数値ではなく、特例的未収・未払額を含む  
※消費税抜き

# 投資・財政計画 (収支計画)

区 分		適用開始																	(単位:千円)	
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和22年度 (20年後)	令和32年度 (30年後)	
資本的収入	1. 企業債	0	9,800	30,700	103,400	19,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	4,000	2,000	2,000	67,000	2,000	2,000	7,000	2,000	
	うち資本費平準化債																			
	2. 他会計出資金		23,088	23,234	23,366	21,345	21,465	21,587	19,143	13,825	9,892	10,608	9,217	9,337	9,459	9,584	9,643	9,654	11,268	
	3. 他会計補助金	38,224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(都道府県)補助金	0	9,773	30,762	103,228	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9. その他	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	38,224	42,900	84,696	229,994	40,345	23,465	23,587	21,143	15,825	11,892	14,608	11,217	11,337	76,459	11,584	11,643	16,654	13,268		
(A)のうち翌年度へ繰り越さ (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
純計 (A)-(B) (C)	38,224	42,900	84,696	229,994	40,345	23,465	23,587	21,143	15,825	11,892	14,608	11,217	11,337	76,459	11,584	11,643	16,654	13,268		
資本的支出	1. 建設改良費	0	21,174	61,524	206,456	37,257	4,765	4,765	4,765	4,765	4,765	8,815	4,765	4,765	134,660	4,765	4,765	14,811	4,765	
	うち職員給与費																			
	2. 企業債償還金	38,224	38,840	39,127	39,397	36,114	36,351	36,592	31,853	26,343	23,585	25,234	23,413	23,754	24,100	24,454	24,678	19,585	24,357	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	38,224	60,014	100,651	245,853	73,371	41,116	41,357	36,618	31,108	28,350	34,049	28,178	28,519	158,760	29,219	29,443	34,396	29,122		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	0	17,114	15,955	15,859	33,026	17,651	17,770	15,475	15,283	16,458	19,441	16,961	17,182	82,301	17,635	17,800	17,742	15,854		
補填財源	1. 損益勘定留保資金		16,099	13,158	6,475	29,639	17,218	17,337	15,042	14,850	16,025	18,640	16,528	16,749	70,059	17,202	17,367	16,396	15,421	
	2. 利益剰余金処分額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他		1,015	2,797	9,384	3,387	433	433	433	433	433	801	433	433	12,242	433	433	1,346	433	
計 (F)		17,114	15,955	15,859	33,026	17,651	17,770	15,475	15,283	16,458	19,441	16,961	17,182	82,301	17,635	17,800	17,742	15,854		
補填財源不足額 (E)-(F) (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他会計借入金残高 (H)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業債残高	企業債残高 (H)	553,808	524,769	516,612	577,332	560,455	526,345	487,014	451,651	424,550	404,614	381,559	360,487	339,079	382,333	360,103	337,976	309,939	211,797	
	うち固定負債		485,642	477,215	541,218	524,104	489,753	455,161	425,308	400,965	379,380	358,146	336,733	314,979	357,879	335,425	312,747	290,091	188,340	
	うち流動負債		39,127	39,397	36,114	36,351	36,592	31,853	26,343	23,585	25,234	23,413	23,754	24,100	24,454	24,678	25,229	19,848	23,457	

区 分		適用開始																	(単位:千円)	
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和22年度 (20年後)	令和32年度 (30年後)	
○他会計繰入金		50,312	52,645	50,373	52,568	59,613	61,626	56,437	51,278	50,478	50,096	49,589	49,154	48,221	46,983	55,085	54,796	56,522	66,061	
収益的収支分	うち基準内繰入金	23,539	23,595	25,870	26,215	26,648	27,207	26,104	26,332	26,437	24,036	21,179	19,724	20,401	19,343	19,965	19,936	19,992	20,751	
	うち基準外繰入金	26,773	29,050	24,503	26,353	32,965	34,419	30,333	24,946	24,041	26,060	28,410	29,430	27,820	27,640	35,120	34,860	36,530	45,310	
資本的収支分		38,224	23,088	23,234	23,366	21,345	21,465	21,587	19,143	13,825	9,892	10,608	9,217	9,337	9,459	9,584	9,643	9,654	11,268	
	うち基準内繰入金	10,093	10,297	10,436	10,579	9,890	10,004	10,120	7,670	8,390	8,223	9,099	9,217	9,337	9,459	9,584	9,643	9,654	11,268	
	うち基準外繰入金	28,131	12,791	12,798	12,787	11,455	11,461	11,467	11,473	5,435	1,669	1,509	0	0	0	0	0	0	0	
合計		88,536	75,733	73,607	75,934	80,958	83,091	78,024	70,421	64,303	59,988	60,197	58,371	57,558	56,442	64,669	64,439	66,176	77,329	

※消費税込み